

第四十三回 参議院オリンピック準備促進特別委員会会議録 第五号

昭和三十八年三月八日(金曜日)
午後一時十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 加賀山之雄君
理事 河野謙三君
委員 岡田宗司君
石井桂君
小柳牧衛君
天坊裕彦君
山本利壽君
柴谷要君
田中一君
藤田進君
永末英一君

委員

政府委員

大蔵政務次官 池田清志君
大蔵大臣官房日
本専売公社監理
官 片桐良雄君
文部省体育局長 前田充明君
農林省畜産局長 村田豊三君
建設省営繕局長 建部仁彦君
事務局側

事務局側

常任委員 工業 英司君
会専門員

説明員

日本専売 阪田泰二君
公社総裁

参考人

オリンピック東京
大会組織委員 竹田恒徳君
会副会長
オリンピック東京
大会組織委員 与謝野秀君
会事務総長
オリンピック東京
大会組織委員 村井順君
会事務次長

オリンピック東京
大会組織委員 村井順君
会事務次長

オリンピック東京
大会組織委員 岡田十三郎君
会事務局施設部
長代理
東京オリンピック
長 資金財団理事 勉君

本日の会議に付した案件

○オリンピック東京大会準備促進に
関する調査
(競技施設の整備等に関する件)

○オリンピック東京大会の準備等に必
要な資金に充てるための寄附金付き
製造たばこの販売に関する法律案
(内閣提出)

○委員長(加賀山之雄君) ただいま
オリンピック準備促進特別委員会を
開会いたします。

まず、オリンピック東京大会準備促
進に関する調査を議題にいたします。
競技施設の整備等に関する件その他に
つきまして、質疑の通告がございま
す。これを許します。

○岡田宗司君 これは、この前の委員
会のときに、私他の委員会に出て欠席
したものですから、お伺いできなかつ
たのですが、インドネシアの脱退の問
題であります。この問題に関連して少
しお伺いしたいと思います。与謝野さ
んはあちらに行っておられたので、あ
の理事会のときの状況をよく御存じだ
と思ひますが、その点についてお伺
いしたいのですが、あの理事会はフル
・メンバーで開かれたのですか。

○参考人(与謝野秀君) あの理事会は
秘密会でございまして、私どもは列席
を許されなかったわけでございますが、
現に日本側の実行委員である東委
員も欠席されておるような次第でござ
いまして、結局フル・メンバーではな
かったわけでありまして、
○岡田宗司君 あれは八人でしたか、
メンバーは。

○参考人(与謝野秀君) 私は七人と記
憶しておりますが、八人であったか
もしれません。

○岡田宗司君 そうですか。おそらく
私の記憶では、アジアからインドのソ
ンディ氏とそれから東氏が出席するこ
とになっておった。そういうふうに関
係が。それで東氏が欠席したとい
うことは、私はあの決定にかなり重大
な影響を与えたのだらうと思ひます。
御承知のように東氏はあの委員会に出
なければならぬはずだ。東京オリン
ピックでインドネシアがどうなるかと
いう問題があるときに、なぜ日本側の
理事が欠席したかということなんで
す。これは私重大な問題だと思ひので
す。で、ソンディ氏が御承知のよう
にインドネシアのあの大会のときに、た
いへんインドネシア側から責められま
して、いろいろデモをくらったりし
た。それで、インドネシアに対しては
いっても、インドネシアに対しては
いって、おそろくインドネシアの態度に
対してきつた態度をとったと思ひので
す。秘密理事会にあなたは出られなかつ
たにしても、外からうかがうところで

は、それがやはり相当影響を与えたの
じゃないかと思ひます。しかし、も
し日本の理事、つまり今度の東京オリ
ンピックの理事が出ておりました、イ
ンドネシアが欠けてはならないのだ
と、何とかしてこれを取りなしたいと
いうような気持ちで出ておったとすれ
ば、あるいは違った結果が生まれてい
るかもしれないのです。なぜああいう重
大な会議に日本の委員が欠席したの
か。これは重大な問題だと思ひ。それ
は、東氏の個人的理由で欠席したと
したら、東氏がIOCの理事として無
責任だと言われる。もしあなた方があ
のインドネシアの問題が議題になるだ
らうというのを大体察知しておって
東氏の欠席を許したと、あるいは行か
なくてもいいのだという態度で臨んだ
とすれば、これはあなた方の責任も重
大だと思ひ。この点はいかがですか。

○参考人(与謝野秀君) 実は私からお
答えるのはいささかおかしいかとも
思われるのでありますが、御承知の
ように、IOCのメンバーは日本側か
ら高石、東両氏が委員になっておられ
ます。また実行委員に東氏が選ばれて
おりますが、これも日本の代表という
意味で委員のメンバーになっておられ
るのではない。もちろん日本人であり
ますが、IOCのほうでその個人とし
て選ばれておる方なのであります。こ
今回の理事会が開かれる招集状を見ま
しても、今回は、各国競技団体との
懇談会において、政治とスポーツとい
う問題が討議されるという議題の通告

はあったのでありますが、理事会のほ
うの議題に何が出るかということとは、
われわれいわばIOCの部外者から
見てもわからなかったものであります。か
ら、東さんのところにもそういう通知
はなかったわけでありまして、いかなる
議題であるか。したがって、東さんが
どういう理由で御欠席になったかと
いうことは、私どもは本来は承知して
おらないのであります。私が伺った
ところでは、都合の悪いもの、ないし
は体のちよつと調子の悪いものは必ず
しも出席しなくてもいいような実行委
員会というふうに私は了解しておりま
した。またインドネシアの問題が討議
されるかどうかということ、今度はわ
れわれ組織委員会その他の関係者が事
を甘く見ていたんだではないかという御
質問がございましたが、これは実は私
は割合慎重と申しますが、憶病と申し
ましようか、こういう問題も必ず起き
るんではないかということ、かねて
思っていたのであります。従来経
緯から言ひまして、特に目下ジャカル
タの問題はアジアの競技連盟で調査団
を作つて、調査報告を待っていること
ろなものであります。したがって、その
調査報告が出ないうちにIOCがこの
問題を取り上げることはなからうとい
う意見もあつたのであります。ある
いは何か起こりたらないかと。ところ
で、私が東委員から個人的に出発前に
伺ったところでは、インドのソンディ
氏がジャカルタ問題について、自分が
受けた待遇を中心とした事件のレポー

トを作つて、理事会に出されるための素案のようなものを送つてきておられたのじゃないかと思ひます。それはもう出発の直前でございました。したがういまして、先ほどお話をあつたソンの意見が非常に強かつたのではないかとすることは、もう当然、そのレポートを見ますと、いかなる非礼をIOCの委員に対して加えたかということが、そのレポートの主題となつてゐるわけでありまして、そのレポートが出ました以上、IOCとしては、こういう失礼なことをやる国に対しては頂門の一針を加えるというような態度に出たのじゃないかと思ひますので、インドの態度というよりも、インドのソンの態度やいはり態度なり、主張なりが相当強く働いたような印象を私は受けたのであります。しかしながら、これもインド対インドネシアという問題ではなく、ソンディ個人対インドネシアという問題であり、先ほどの東さんの問題も、東個人とIOCの実行委員会の問題と、こう私は了解をいたしてゐるのであります。

IOCの理事でも、東さんが東京のオリンピックと関係のある人だということ、かなりこの問題は他の委員とは違つた何と言ひますか、状態においてあつたことだと思ひます。ソンディの意見が強く働いたとすれば、開催地の出身の東委員の意見というものも相当これは私は重んぜられるべき筋合いのものだと思ひます。その人が欠席をしたということは、これは私があの決定にあつて日本側として、日本側と言つては悪いかもしれませんが、東氏としてはなほ無責任であつたと思ひます。もしその問題が出ないであらうなんて思つていたら、私はこれほどひどい誤りはないと思ひます。それは、そういうことはあの理事会でもって問題になるだらうということ、前々から予想もされてゐたし、さらにまた今のお話では、ソンディ氏からその問題に対する何か書類が来ておつたとすれば、これが当然取上げられるだらうということは明瞭なわけなのです。なぜ一体、東氏が私にこの重大なIOCの理事会に出なかつたかということ、これは非難なミスをやらないかと思ひます。その東氏が何ゆゑに出なかつたのかということについて、あなたお聞きになりましたか。

IOCの理事でも、東さんが東京のオリンピックと関係のある人だということ、かなりこの問題は他の委員とは違つた何と言ひますか、状態においてあつたことだと思ひます。ソンディの意見が強く働いたとすれば、開催地の出身の東委員の意見というものも相当これは私は重んぜられるべき筋合いのものだと思ひます。その人が欠席をしたということは、これは私があの決定にあつて日本側として、日本側と言つては悪いかもしれませんが、東氏としてはなほ無責任であつたと思ひます。もしその問題が出ないであらうなんて思つていたら、私はこれほどひどい誤りはないと思ひます。それは、そういうことはあの理事会でもって問題になるだらうということ、前々から予想もされてゐたし、さらにまた今のお話では、ソンディ氏からその問題に対する何か書類が来ておつたとすれば、これが当然取上げられるだらうということは明瞭なわけなのです。なぜ一体、東氏が私にこの重大なIOCの理事会に出なかつたかということ、これは非難なミスをやらないかと思ひます。その東氏が何ゆゑに出なかつたのかということについて、あなたお聞きになりましたか。

席したならば、かくかくの意見を述べたであらうということ、もうすでに大前提としてお話になつてゐるようでありまして、IOCのメンバーがその委員会においていかなる意見を述べたであらうかということ、私としては言えないのであります。したがつて、欠席したことがミスであつたかブラスであつたかというようなことも、ちよつと、これは私の口からは申せないことであると、御了承願ひたいと思ひます。

問題が起つてしまつたあとで、この委員会でもって、ひとつ何かインドネシアの加わるように、日本側としても何か案を持つて臨んでもらいたいという意味のことは申し上げたつもりです。そういったしますと、東さんはIOCの委員としてはもちろん、東京オリンピックの開催地の責任者として、まことに怠慢であつた、と言わざるを得ないと思ひます。病氣であつたとは思えないのです。と申しますのは、あのころは東さんは健康で東京都知事の選挙がこの四月にありますので、盛んに活動されておりました。だから病氣などとは申せないと思ひます。つまり東京オリンピックの主権地の責任者が、東京オリンピックが完全に行われるか、それともそういうインドネシアが参加できなくなるような事態によつて、非常におかしな格好になるかという問題について、東さん自身が出ていくのが私当然だらうと思ひます。それを出ないと思ひます。こんなべらぼうな話はないと思ひます。それはまああなたが、あなたの意思でもって、東さんが出なかつたことに対して、どうのこうの言えなかつたことにはわかつておられます。しかし、私もにしてみれば、IOCの委員としての東さんは、職責大いに欠けるところがあつたと言わざるを得ないと思ひます。で、委員長、この問題について、この次の委員会に東さんをぜひ呼んでいただきたいと思ひます。

インドネシアの問題が今度の理事会で上程されるということが明瞭であつた、今になつてはそういうことも言えるかと思ひますが、その当時においては、私の知つてゐる限り、今回はそれは問題にしないで、ナイロビの総会までに各国の報告が出そろつて、そこで決まるのだということ、が一般の観測であつたのであります。私も万一出るのじゃなかつたかというやうな危惧の念を抱いておつたという程度でありまして、もちろん東さん自身も出ることがわかつていて、欠席なすつたというやうなことはなかつたと私は承知しておるのであります。一言つけ加えます。

であり、また同時に非常に責任のない態度だと言わざるを得ない。私はその点について、あなたを責めてもしようがありませんけれども、しかし、東さんは一べん呼んでこの問題は明かにしなければならぬと思います。

それからもう一つは、そういうようなIOCの理事会というものがあって、これはやはり東京オリンピックの問題には重大な関係があるわけなんです。その委員会に日本側から出る委員と何らの打ち合わせもない。意思の疎通もないということになったとしたら、それは東さんが悪いのか、あなた方が悪いのかもしれませんけれども、あるいは組織上の欠陥があって、そういう意思の疎通ができないのか、かわかりませんが、これまた日本が東京オリンピックを進めていく上に、やはり非常な欠陥じゃないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○参考人(与謝野秀吉) 事前に私は東さんから従来の経緯等についていろいろお話を伺うこともできたのであります。また東さんはプランデージ会長その他に手紙を書かれて、与謝野というものが行く、今度組織委員会の事務総長になっているが、この機会にも理事会に出席できる場合には出席させてやってくれということも書いていたのだのであります。これが秘密会で、実行委員ないしはその代理のIOCのメンバーというものが許されただけでと私は列席できなかったのでありまして、東さんも決して組織委員会のほうと連絡がなかったということではないのであります。ただ何分にもその理事会の議題にこの問題が入ってお

団体と政治とスポーツという題で討議するということになっていてたというものが事実でございいます。まあ私としてはこれだけにとどめておきます。

○岡田宗司君 今の与謝野さんのお話を聞いておきますと、東さんはプランデージ会長に何か手紙をやった、しかしそれは与謝野さんを紹介しただけの手紙のようです。それ以上のものではないように思われるのですが。

○参考人(与謝野秀吉) 自分は今回の会に出られないがということを通告されたのであります。

○岡田宗司君 それがプランデージ会長に通告されたことについて、あなたは内容を御存じになっているわけなんだ。とすると、東さんがなぜ欠席されたということも、あなた御承知ではなかったのですか。

○参考人(与謝野秀吉) 私は東さんから直接何も聞いていないのですが、欠席の理由については、ただ私が出席しなくてもいいものかどうか、いろいろIOCの過去の委員会に御出席になった人たちに聞きましたところ、これは大体において都合のいい人だけが集まるので、全員が出るなどということとはほとんどない会合だということなことを伺っております。

○岡田宗司君 そうすると、日本のIOC委員である東さんという人は、インドネシアの東京オリンピックに参加できるかできないかという問題について、あまり関心がなくて、この問題はどうでもいいんだというふうに考えていたように私どもには受け取れるのですが、これはまああなたはそうお考えにならぬかしれませんけれども、私にはどうもそういうふうな、たいへん

無責任か、あるいは見通しがいいか、いずれにせよ東京オリンピックの責任者の一人としてたいへんどうも欠けるところがあつたように思われるのです。この問題についてはあなたにお聞きしても真相はわかりません。なぜ欠席したかということ等については、いずれ東さんをお呼びして伺いたいと思っております。

それからもう一つ。次にこのアラブ連盟の事務総長ですか、その人が、インドネシアの除名といいますが、ああいう発表がありましてから、アラブ諸国は参加しないのだ、こういうことを発表しております。これはまあ非常にわれわれを驚かした、とにかく国の数が多いのでございいます。やはりアラブというふうな、世界でも大きな今グループになっておりますが、これらの国々のグループがこぞって参加しない、そうしてまあインドネシアのスカ

ルノ大統領の言うような、別にアジアだのアラブだの、それから共産圏の国だのなんかで、別に国際競技を組織するということになって、それにアラブ連盟に属する諸国が入るということになれば、これは分裂の始まりだと思つて、あとでアラブ連合のほうはあれに拘束されないで参加するといふようなことも新聞に伝えられておりますが、あのアラブ連盟の事務総長の発言と、それからその後のアラブ諸国のオリンピック委員会東京オリンピックに対する態度等々について、あなたのほうで何か情報を得られておりますならばお聞かせ願いたいと思ひます。

○参考人(与謝野秀吉) 先月の七日に、インドネシアを条件付と申します

か、IOCから資格を停止するという決定がなされたときに、やはりこれにも連鎖反応が起るとすれば、アラブのこの諸国だということとは大体皆さんも予想できたことだろうと思ひます。これは詳しい現地の事情を、昨年私はジャカルタに行つておりませんから存じませんが、やはりイスラエルというものをインドネシアが除外したことが非常に後日の大きな原因になっているわけでありまして、それはつまりイスラエルとインドネシアが特に仲が悪いという以上に、ほとんどのアラブ諸国が敵対関係にあるわけでありまして、したがって、その問題でインドネシアが苦境に立てば、アラブの諸国としても見殺しにはできないというような考え方はあつたわけでありまして、先ほどアラブ連盟のほうの事務総長というお話でしたが、あのときの新聞記事では、事務総長はハスナ博士という前の外務大臣で、私もよく存じ上げておりますが、その名前でない事務局次長ぐらいの名前だつたと思ひますが、これが連盟に加盟している各国に共同の歩調をとろうということと呼びかけたということとで、そこで私も得ている情報では、この情報は、たとえばアラブ連合のようにアラブ諸国の中で一番通信機関等も発達している国でも、国内のニュースでは出ておらないということであつたのであります。今度はアラブ連合のオリンピック委員会の人の発言で、自分たちは東京大会をボイコットするなんということは聞いておらんし、出るつもりだ、こういうことがありましたので、まだ政治問題として提起されているのかもしれないけれども、オリンピック委員会

のほうにそういう話はないんじゃないかと、つまり何ら態度が決定されておらないという印象を私も持つてい

るわけでありまして、大体そういう方向のニュースが今日われわれのところに入つてい

るわけでありまして、去年し、今後あれでもつていよいよ態度が表明されたと思ひ

ます。政治というものがスポーツの世界に相当大きく力をふるいます国々のことでありまして、現在のところ、まだどうつてきまつた問題ではないと、こ

う見ているわけでありまして。

○岡田宗司君 まあきまつた問題ではないというお話ですけれども、とにかくアラブ連盟のほうで、そのようなことをアラブに加盟している各国に向かつて勧告というのですか、あるいは何と言つたのですか、そのようなことをし

た。それで、幸いにアラブ連合がそれと違つた態度をとつておることは望ましいこととすけれども、しかし、インドネシアの東京大会出場停止という

か、除名というか、そういうことが今度の総会でもつてはつきりきまるというふうなことにでもなれば、それこそ

放散は一そう大きくなると私も思ひます。そういういたしますと、やはり理事

会にはあつた決定をしたけれども、最終決定が今度総会ではなされるという

ことになれば、たとい片方においてスカルノ大統領の強い発言がありま

ししょうとも、少なくとも東京オリンピックを開催するほうの側としては、ただ成り行きがどうなつても、これは手をこまねいて見ておるのだというのでは私はしょうがないと思ひます。やはりやるときは以上は、これはそういう問題が解決されて、そうして

インドネシアもほかの国もすべて参加できるように、日本がやはり積極的な努力をすべきだと思うのです。私は、そのために理事会上で東さんが欠席された、そうしてその第一のチャンス逃がしたというのをたいへん遺憾に思うものでありますけれども、アラブ連盟のほうから通告が出て、アラブ連盟に加盟しておる諸国がそれに動かされていくということになりますれば、これはたいへんなことだと思うのです。いよいよオリンピックは完全分裂とまではいかないけれども、そういう方向に進まざるを得なくなるのじゃないかと思うのです。これは政治がスポーツに介入するということで非難排撃いたしましても、それであってはいけませんという態度をとったにいたしましても、現実には脱退分裂というような事態が起ってくるのです。ですから、われわれはもし東京オリンピックを成功せしめる、そればかりではない、それを通じて世界オリンピックというものが分裂しないでもっていけるというようにするには、やはり日本がこの際できるだけの努力をして、そうしてこの紛争を解決の方向に導いていかなければならぬ積極的な態度をとるべきだと思うのです。今お伺いしていると情報、それも不完全な情報だけれど得られておらないようですが、やはり各国についてそれぞれ問い合わせをして正確な情報を得られる、その上で各国、アラブ諸国に対しても日本側として、参加してもらおうように説得なりいろいろな内面工作なりをすべきではないかと思うのですが、その点はどうお考えになりますか。

○参考人(与謝野秀君) ただいまお話し

のように、東京の大会にできるだけ多数、あるいは全部の参加を求めて、われわれに大会を遂行したいというのが、岡田さんの念願でございまして、この点岡田さんのおっしゃったとおりわれわれも考えているのであります。ただし、積極的にかような機運を醸成するなり、あるいは何らかの仲裁的な方法をとるというような問題につきましても、われわれはただ手をこまねいて見ているのではないのであります。たとえば同じく仲裁に入るにしても、いざ冷戦期間というものが必要なくともございまして、いま暫らく静観するというのが最良の方法ではないか、こう考えているのであります。実は組織委員会、東京オリンピック大会をとりつて組織するために準備を重ねていっているものであります。あらゆる国の参加を大手を広げて迎えるのである、という立場をとっているのです。また、日本オリンピック委員会、ここに竹田委員長も御出席でございまして、今後の問題については、日本オリンピック委員会においては、特にオリンピック憲章その他の関係もあり、またアジア競技連盟との今後の問題もあるものでありますから、こちらのほうでもつばら注視し、また適当な方法、時期があれば、また積極的な態度をとる、こういうことに窓口をお願いしておる次第でございまして。

○岡田宗司君 まあ今度の東京大会に世界の全部の国が参加できるように努力したいということは、私もよく承知していることだと思っております。ただ冷戦期間を置いておいたほうがいい、また、今まだそういうことで話すべき時期ではない、もうちょっと頭を冷やしてからというふうなお話ですが、とにかくもうそう長い時間があるわけじゃないのですし、また冷戦期間を置いておくのもいいのですけれども、あまり今度冷戦期間が長過ぎると、その間にこじれるものはいよいよこじれてしまふ。冷戦期間を置いたつもりになんだけれども、実際はもつとこじれてしまふ、どうにも手がつかないということになる場合も往々この問題じゃない、ほかの問題にもたぐさんあるわけですから、だからよほど間に入るといふか、あるいはいろいろな内面的努力をするというか、その問題については、こちら側でもちゃんとしたいというふうな方法を考へて、そして急速に手の打てるような方法をとってもらいたいと思ふのです。それにはやはり何と云うても、こういう問題がこれからさらに広がるのか広まらないのか、それからそれぞれどの国が今後具体的にどういう態度をとるのか、これらのことについて、それぞれの国別にやはり正確な情報をつかむということが必要ではないかと思ふのです。このためには、やはり日本からだれか非公式に方々の国をたずねて、そしてそれらの国々の情勢をつかんでくることも必要ではないかと思ふのです。ずいぶん外国のほうにも行かれるようですが、そういう場合に、そのことを的確につかみ、ときによつては話もできるような方法をとられていいのじゃないかと思ふのです。そういう点はどうかお考えになりますか。これは竹田さんにもお伺いしたいと思ひます。

○参考人(竹田恒徳君) 先般のこの会議でも御質問がございました。その後、日本オリンピック委員会といたしましては、二回この問題の討議をいたしました。ただ与謝野事務局長が帰りました、ローザンヌの会議の報告を聞きまして、あの際、インドネシアに対してどういう文書で通達をするという決議がはつきりしておりましたし、またあの当時新聞に出まして、岡田さんから御指摘がございました七カ条、こういう問題もいろいろ意見があつて、結局またとらざるに終わってしまったという結果のように聞いております。したがつて、実際のあの会議の内容がまだはつきりわかりません。まずこれを知ることが第一である。東IOC委員にたのみまして、至急議事録等、正式のものを取り寄せるように希望いたしました。が、実はまだこれが入手いたしておりません。一方、日本オリンピック委員会といたしましては、この間のジャカルタ大会を形成いたしましたアジア競技連盟の一員でございまして、先ほど事務局長から申しましたとおり、あの際、このジャカルタ大会については調査委員会を作つて調査をする、二月末を目標に調査をして、六月に評議員会を開いて態度をきめるということになっております。その調査すること、日本側としても当時の委員が同意をいたしておりますので、この進展をみない前に、またいろいろやるのにも限度がございまして、これをひとつ早くしろという促進方法をとつております。一方、ただいまも御指摘がございましたとおり、情報を正確に得ることがまず基礎でございまして、目下情報収集中でございまして、ある程度のインドネシア並びにアラブ連盟の情報は入手いたしておりますが、まだ決定的でございませぬし、たいへんデリ

ケートな問題で、今ここで結論的に申し上げるのは控えさせていただきますと思ひます。しかし、それらの情勢によりましては、今までお話しのように人を派遣いたしますなり、あるいは話し合いをいたしますなりの処置をとるべきであると思ひますが、現在の時期としては、今情報集めの時期と、それから正式の議題の到着を待つておる時期でございまして、日本オリンピック委員会の全員の意見としては、とにかく東京オリンピックは、主催国のIOCとして、ぜひともこぞつてみな参加してもらいたい。何とかその希望を達成したいものだといふ申し合わせをいたしました。具体的な処置として、現在、申し上げましたような次第でございまして、○田中一君 これは文部省に伺つておきますが、この組織委員会のうちの特設委員会にある施設関係ですが、これは何ですか、国としてオリンピックのために施設を提供しようという予算上の措置をとつたものと、あるいは日本オリンピック委員会になるのですかどうですか、単独で委員会がそういう施設を作るものと、こういうふうに分類されるものになつておるんですか。それがもしそうならば、それはどういふ工合に区分されておるのか。最初にそれをお伺いしたいと思ふのです。○政府委員(前田充明君) 方針としては、国立競技場―恒久的な競技場につきましては、国並びに都で大体やる、そういうことであります。また、仮設とか、あるいは現在ある競技場、その他のいろいろ競技場の借りてやつて、そして借りる場合の借料とか、あるいは借りた場合には仮設的な

ものを作つてやるような場合、そういうふうにあるわけでございますが、恒久的なものを作るのについては、大體国並に都、それから仮設的なものは組織委員会がやる。こういう一般的な方針のもとにやっております。で、現在私のほうの文部省でやっておりますのは、国立競技場と、それから屋内総合競技場、戸田の漕艇場、それから朝霞の射撃場、その他大学の練習場に少し手を入れるというようなことを大体やっております。

○田中一君 組織委員会か、あるいは日本オリンピック委員会ですか、どちらからやっているんだと思うのですよ。仮設的なものというのは、たとえば選手村にしても、選手村は諸外国の選手を入れるのだから仮設です、結局。しかしながら、それを一時選手の収容に使つて、あとは恒久的に持つのだという建物の場合などはどういふふうになっておりますか。どちらが持つようになつておりますか。

○政府委員(前田充明君) 選手村につきましては、国の建物でございますから、これに対して組織委員会で修理等する必要のあるものは修理をいたしますし、そのまま使えるものは使うということで、組織委員会のほうでやるようにいたしております。

○田中一君 国が予算措置で建てようとする恒久建築、競技場、建造物については、組織委員会との関連はどうなっているのですか。それは独自で国が行なうのか、あるいは組織委員会の希望によつて、あるいは日本オリンピック委員会ですかの意思が織り込まれて決定されているのかどうか、伺つておきます。

○政府委員(前田充明君) もちろん作ります場合は、競技団体の関係の方面、それから組織委員会の関係の方面、そういう方々の意見を十分聞いてやっております。

○田中一君 そうすると、恒久的とはいひながら、今回のオリンピックのための施設だ、こういうことに判断していてもかまいませんね。そうして、後は民族のものとして国が国民全般に使つたのだという工合に理解してよろしいですか。

○政府委員(前田充明君) けっこうだと思ひます。

○田中一君 組織委員会の中の施設特別委員会の構成はどうなつておりますか。

○参考人(与謝野秀君) 事務局からお答えいたします。

○参考人(岡部十三郎君) それではお答えいたします。施設特別委員会は組織委員会の諮問機関となつておるわけでありまして、その構成は、第一に関係省庁、つまり大蔵省とか、建設省とか、文部省、いろいろなほうの大體部長、またはそれに密接な関係のあります課長さん、そういう方々、それと、各二十種目の競技団体の一番施設等につきましてもよく知識のあるお方、また、その他全般的なスポーツ施設につきましてもの学識経験者、そういう方でこれがなつておるわけでござい

ます。委員長は東大の名譽教授の岸田日出博士にお願ひをしておるわけでありまして、委員の総数は現在で約八十名になつております。

○田中一君 どこまでも組織委員会は諮問機関だということではないんですか。

○参考人(与謝野秀君) 組織委員会の中の施設委員会は諮問機関でございます。

○田中一君 私は、東京招致がきまつて以来、非常にオリンピック開催というこの事実を名をかりて、国費が非常にむだな使用方をしているという点がありはしないか。あるいは当然公共団体、東京都なりあるいは国なりがすべき公共施設に対してオリンピックの委員会のほうの意思が非常に強いために、これがまた過当なる施設を持つたところ、これを危惧しているものはないかという点を危惧しているものはないか。その一つの例として、たとえば屋内総合競技場に対してはどういう予算づけをしてこれを実施しようとしておつたか。これは三十七年度の分だと思ひますけれども、三十七年度の当初その計上した予算はどうなつておるか、それをひとつ明らかにしてほしいと思ひます。

○政府委員(前田充明君) 三十七年度は二億円の予算がついております。そのうち、文部省、いろいろなほうの大體部長、またはそれに密接な関係のあります課長さん、そういう方々、それと、各二十種目の競技団体の一番施設等につきましてもよく知識のあるお方、また、その他全般的なスポーツ施設につきましてもの学識経験者、そういう方でこれがなつておるわけでござい

ます。委員長は東大の名譽教授の岸田日出博士にお願ひをしておるわけでありまして、委員の総数は現在で約八十名になつております。

○田中一君 最近非常にうるさく私どもの耳に入つてくるのは、屋内総合競技場の設計を、まあどういふ形で依頼したかは知りませんが、これは説明を願ひたいと思ひますが、現在設計が完了したところのものが国が準備しておる予算以上に出てしまつておる。それを時間がないからという理由でその設計を無理やりに押しつけられて仕事をしようとしているという事実が相当強く訴えられてきているのです。一体設計を依頼する場合には、大體の予算といふものを明示して設計を依頼しているのか、あるいはその建築家の遊びとはいへませんけれども、自由に、予算は別に、自由にある一定の規模のものを作つてくれという依頼をしておるのか。また、それらの問題が当初計画された文部省の国の考え方と、それから委員会のほうの注文によつて変更されたものと、それらはどうなつて今日このいよいよ着工をして建設するような段階になつたか、ひとつ説明をしてほしいと思ひます。

○政府委員(前田充明君) 順序的に申し上げます。三十六年の二月に第一回の屋内総合競技場を作ることの打合会を文部省において開きまして、そうして、その三十六年の四月に屋内総合競技場建設協議会というものを作りました。そこでもいろいろな内容について検討がなされて、それに対して三十七年度の七月に第一次の案ができましたのでござい

ます。それからその案に基づきまして、三十六年の十一月に基本設計者が決定をいたしました。そうしてその年の暮に大蔵省との折衝が一応済んだわけでござい

ます。そういうしまして、三十七年の二月から丹下健三先生を中心といたしまして、設計にかかりまして、それから三十七年の五月にその基本設計が完成をいたしましたのでござい

ます。それから今度実施設計に移りまして、そうして実施設計の大部分が三十七年の十月の終わりにできました。基本設計の大部分ができましたので、当初文部省の計画は一応二十二億程度ぐらいでできるのではないかと、そういうことで計画いたしましたのでござい

して、一部増額をする。そういうことで話が進まなかったと、こういう状況でございます。

○田中一君 一体建築物が経済性を導くか芸術性を導くか、どっちを主に置くかというところは、問題のところなんです。国が行なう施設、これは個人の財産を幾らでもいから投げ込んで一つの記念塔的なものを作るならいざ知らず、国民の税金で作っていかうというものが思わざる障害、いわゆる地盤等を調査しないで依頼をして、またその建築家がそれを調べないで設計をするなんというところはありやうがないのです。文部省の施設というものは全部そうやっていくのですか。意外なところとか何とかなうことじゃないのです。そういうものを全部調査した上に一つの計画が持たれるのが建設の常道なんです。水位が高いとか低いとかいう問題は、もう文部省が予算化する以前にそうしたものがあるならば、設計する前にその土地の調査をしなければならぬのです。ことに、今申し上げたような一人の建築家にたのんで、野放図の、経済性とか予算も考えずにやるといふようなことで今まで文部省はたのんでおったのか。同時にまたそれに押しつけたところの組織委員会の考え方というのはいくつかある、あなた今二十億と云われるけれども、それは機械とか付帯設備とか、あるいは周囲の、表のほうの庭園なんかも含めての予算だと思ふのです。一人々々の設計家が設計したから、それについていかなければならぬということをやっているところなのか、私は非常にそれは疑問があると思ふのです。ましてや、当然基礎的な建設の場合に調査をしな

ればならぬことをしなかったなんというところは、この国会の委員会でのめめと云うような答弁をするなんというのはおかしいですよ。無知とそれから不用意といふものを明らかに自分で白しているようなものです。国の予算が一人の設計建築家のために予算の増加をみなければならぬといふことはありやうがないのです。オリピック競技の施設といふものが国民の感情にはいろいろ訴えておりますけれども、国民の直接の生活には、外観とかあるいはその設備の是非の問題よりもっと切実に考へていけるのは、そういう余分な金があるならば、よそに回してくれという一部の声、一部の声といふより、大部分の声を聞かなくてはならぬんです。開催するほうの事務を扱っている組織委員会としては、何でもかんでもこの際ふんだくってやるというやうな気持ちでもってそういうやうな方向に持っていくていけるのか、おそろしく施設特別委員会等でもそれらの設計に対する注文とかあるいは検討とか、選択とかいふものの意見はあるだろうと思ふのです。経済性を考えずにそういうものを強要したのかどうか、その点をひとつと謝野さんのほうから説明していただきたいと思います。はなはだどうも不当なものがあると思ふのです。

○政府委員(前田充明君) ちよっとその前に一言申し上げますが、実は水位の調査といふことでございますが、これはアメリカのワシントンハイウェイに相当御承知のとおりあとになつてから急速に変わったため、あそこ競技場を作るということに急にきまりました関係もございいます。なお、アメリカの住宅地になつておりまして、人が入つておりました関係上、もちろんその前に土質調査等はやつたわけでございますが、それが、専門的なことは私実はよくわかりませんが、普通一般に水位といふのは割合に平行に流れている場合が多いのが、あそこは高いところには高くなつておつたために普通の地盤と少し状態が違つていて、それを事ここかにやればたいへんよかつたわけでございしますが、そういう先ほど申しましたやうな事情で事ここかにやることになりました。別に私のほうで特にやらなかつたとか、そういうやうなことがやり方の常であるといふやうなわけではございません。この場合、今申し上げましたやうな特殊な事態がございしたので、そういう結果になつたのでございいます。

○参考人(与謝野秀吉) 実は昨年の十一月に私が組織委員会の事務総長を引き受けました直後にこの問題の話を聞いたのでございしますが、過去において施設委員会において十分検討し、また文部省より組織委員会の全体会議で了承を得てこの案が採択された。ただし、予算が大蔵省において当初より二億五千万円ほど削減された。ところが、その後地盤の関係その他のために補強工事が必要とあつて、やはり削減された予算だけではどうしても要ることになつてきたので、この設計によつて工事を遂行するためには、何とか大蔵省のほうで認めてもらいたい。こういうことで文部省のほうで御尽力になりました。大蔵省がまた設計について一々当たりまして、結局削減した額では足りないといふことで、ことしの予算の額をその点だけがまた当初の設計で要求した額に近いものになつたと聞いておるのであります。われわれ組織委員会としては、もちろん後世に残る運動場でありまから、できるだけりつぱな今度の総合体育場は世界に誇る。先般もフランスのスポーツ長官がきてその設計を見ただけで、これは世界一の総合体育館である、こういう折り紙をつけたくらいのものであります。できるだけりつぱなものができることはわれわれの希望するところなのであります。これを国民の税金でまかなう国家の予算、金のほうの面も無視して押しつけるなどとは、われわれ考へたことはなく、また組織委員会は先ほど御当局からの御説明のとおり、仮設物その他についてわれわれが直接いま建造にも当たつているのであります。国民の非常に貴重なお金といふことは常に念頭を離れたことではないのであります。われわれのほうで文部省なり大蔵省なりに、金はどうでもいいからこれをめといつて押しつけたことはなし、また押しつけるだけの力もないといふのが現状でござい

○田中一君 一月二十五日にこの設計によつて入札された際、建設省の関東地方建設局で積算してみると、これがまず二十億になる。金はないわけですから、そうすると、文部省のほうでは注文を出そうといふ側のほうで、積算して二十億になつたものに対して二十億の予算の裏づけをするのは当然です。その点はどういうことになつてい

○政府委員(前田充明君) 私どもは、設計者が先ほども申しましたやうに、基本設計において二十二億といふことでござい、その後設計が最終的には大体二十五億四角当りであるのじゃないか、こういうやうなことで、二十五億でできるといふやうなことになるのでございいます。したがって、その設計によつて建設省にお願いをいたした次第でござい

○田中一君 建設省管轄局長に聞きますが、そうすると、二十五億で水泳場並びにバスケット場ですか、総合競技場だけの問題か、建築部分の問題か。あるいはその他の問題は二十五億以外に予算があるわけですか。

○政府委員(建部仁彦君) 現在契約しております分は建築でございまして、今の二十五億は機械、電気、その他外まわりの土木工事が、全部包括いたしました、総計二十五億といふことになつております。

○田中一君 建設省のほうで丹下君の設計を積算したところが、二十億になつたといふのは事実ですね。

○政府委員(建部仁彦君) 普通の、一般の建築のとおりやりますと、大体二十億といふ数字になつたわけでござい

○田中一君 二十五日に入札の予定になつておりましたのですが、若干超過しましたので、それから設計者と協議いたしまして入札を二十九日まで延ばしまして、一部設計の低下を二十八日に企業者に指示しております。その内容につきましては、一部面積の削減、それから仕上り材料の低下といふことで、約九千万近い金を設計のほうで落としました。それからその間需給の関係をいろいろ調べましたところが、材料業者からいふ協力するやうな価格でもって提供するというニュースがござい

して、それから業者のこの工事に対する熱意が非常に強かったわけでごさいますので、それを両方ひくくめまして、約一億六千万を低下するということとで、予定額といたしましては十七億五千万円で入札を執行した次第でございます。

○田中一君 少なくとも建設省が適正価格として、入札の予定価格としてきめたものよりも二億五千万円値引きしたから、どうやら文部省の計上している予算に追いつくんだということは、これははなはだ不当なものなんです。私は常々考えておるのですが、建設業者なんというものは、たくさんな各方面の仕事をして、損しようが得しようが、われわれ考ええる必要はないと思う、商売ですから。この積算の中に織り込まれているところのこういう一割何分の値引きというところは、だれかに、どこかにしわ寄せになるということなんです。一番ひどいのは労働賃金にしわ寄せになることが多いのです。それからまた、八千五百万の設計変更、あるいは六千万の精出値引きとか、材料屋が一億円だけを安くしますなどというところは、口では言っておりますけれども、何もそうそう——今は建築のほうは不況です。決して一年前の好況と違います。そういうことを喜んでやっているというわけのものではないかと思うのです。ただ、建築家の設計が国の押えている、国の持っているところの予算よりもオーバーしたから、そして、時間がないから設計変更もできないから、それで押しつけたのだというところの印象しかわれわれ受け取れないわけなんです。えてしていつもそういうことになるのです。その二億五千万

万のしわ寄せというものは、結局品物にくるのです。もう一つはでき上るものにくるのです。二億円も値引きしていいという仕事をする者は一人もいませんよ。聞くところによると、そういう安い単価ではできないから単価を上げていただきたい、そうして二億でも三億でもあるいは十億でも、寄付はいたしましょうというような発言も契約の際にあったというように聞いているのですが、その点はどうでしたか。これは官繕局長は、あなたが契約担当官じゃないから知らんかもしれんけれども……。

○政府委員(建部仁彦君) 私、聞いておりません。

○田中一君 私はオリンピックという世界的な一つの催し事のために、多くの仕事があるような形で押つけられておるのじゃないかという心配を持っているのです。一方、三億本のオリンピックバスというたばこを作って、零細なたばこ愛好者から寄付金を取るということをやっておる。おまけに専売公社は、やはり同じように手数料を取り利潤を取る。オリンピックという世界的な催し事を種にして金もうけをしている。同時にまた、こうしてこの積算された内容というものは、ここに持つてこいといつてもたいへんだろうから要求もせせんけれども、非常にいろんな不純なものがあるのじゃないかと思うのです。どういう材料屋が一億円というものを値引きすると言ったか、それは明示していただきたいのです。どういう材料屋がどういう材料を値引きすると言ったか。あるいは特定なる材料が設計の最初にも仕様書に織り込んであるということとは、これは

今日の役人が与えられている権限以上のものなんです。役人が単独、一つのものを材料として指定するなんということとはしないものなんです。一つのあの材料に対して選定して入札したなんということになる、これは重大な問題になる。どういう材料を扱っているという業者が一億円の値引きをすると言ったのか、またそういう材料屋に、初めからお前のほうの品物を買おうという予備的な約束をしながらこういう値引きをさせたのか。これはおそろしく少なくとも契約担当官としてはとんでもない問題です。自分の身分に関する問題です。特定なる業者と特定なる材料業者と話し合って、お前のほうを買ってやるからこうしてくれというようにすることは、今日の会計法上入札制度の面から見てこれは違法であります。そういうことはあり得ません。官繕局長の各出先機関の契約担当官は常にそういうことをして、特定なる業者の製品を採用しているのかどうか、伺っておきます。

○政府委員(建部仁彦君) 材料の値引きの問題でございますが、これは別段特定の製品が幾らということではなしに、先ほどの当初の二十億円は見積もりでございまして、予定額の決定をいたしますにつきましては、需給の状況とか、その他種々の相場というものを勘案して決定するわけでございまして、いわゆる材料メーカーあるいは素材等で一時担当に勉強するということやなムードがあったわけでございまして、そのムードの中で、大ざっぱに一億というものは、今の業者の勉強と、それら材料費の勉強のあれとして、大体一億六千万ぐらいは低い予定額によつて契約が締結できる、またそれが大体妥当な線である、こういうふうな契約担当者は考えたんだという報告をとっております。

○田中一君 フランスの委員が来て、これは世界一の設計だ、規模だと言われたんで、これを押し切る気持ちになった人間的な弱さというものを文部省がうのみにした点もあると思うのです。私は、えてして、建築家が予算あるいは採算性、経済性というものを無視して、自分が絵をかく芸術家気取りでもってかいて、それはなるほど金を使つて絵をかけたばい絵もできるでしょう。それを押しつけられて、無批判にそれを受け取って、そうしてだれかに大きな損害を与えるとか、あるいは予算上無理をさせるなどということとは、今後の日本の施設のために惜むのです。前田体育局長、一体あなたはそういう施設に対する何らの発言権はないのですか。そして外国人がいろいろ言つたからといってそれに随喜の涙を流すという傾向は、これはフランス人だといふけれども、アメリカ人の発言に対しては随喜の涙を流してそれについていくという日本の官僚の悪いところがあるのです。与謝野さんがああいふ発言をしてくれないかいいのです。自分の意思でもって、私がいいと思つたというのはいいいけれども、そういう言葉を引いて説明されるなんというところは、私軽べつしますよ。あなた自身がいい、あるいは日本の各委員ともにこれは最良のものじゃないかということとでまきまりましたという発言ならばいざしらず。

○参考人(与謝野秀君) フランス人のスポーツ長官に見せて、それがいいと

いったからきめたものではありませんが、きまつたところを見せたら、さすがにすごい、実は自分のほうのも見てくれといつて、この間私がパリに行きましたときに屋内プールの練習場、一番新式なのを見せてくれたのでありますが、これよりも今度できるのはいっそううらやましい、こういうことであります。私はただ一例として、そういうものがきまつた後のことを申し上げたのでございまして。私としても、りっぱなもの、きれいなもの、お金というものを考えなければそれにこしたことはない、こう思うのであります。一時は私も予算の許す範囲であらゆる設計というようなことも将来は超つてくると思つた時期もあつたのであります。幸いにして予定地に大体一部の削減で建つということになつていくわけでありまして、先ほどの、ただりっぱなものができるといふことだけを申し上げたのであります。私がフランス人と相談したり、勧められたり、そういうことはありません。

○政府委員(前田充明君) 私ももちろんこれは国の予算でございまして、国が執行するわけでございまして、国がきめるのでございまして。したがって私は体育局長の立場でもちろんものを言えるわけでございまして、それで申しております。

なお、この設計を最終と申しますが、きめましたのは、基本設計ができまして、そうしてその委員の方はもちろんでございまして、模型を、委員のみならず体育関係者、それから建築の関係者、それから私どもと建設省等、関係の各省の方々に全部模型を見せて、その上で、たいへんこれはいいと

いうことではなかったのでございますか、ひとつ御了承をいただきたいと思ふのです。

○田中一君 私はどうも、まずこのオリンピック開催ということがある政党のある人はこれを政治に利用して、それを利用している政治家から、ちようど五輪のマークを使うために広告料を取っていると同じように、これは何か寄付金を取ることが一番望ましいと思う。またいろんな形で東京都の公共施設というものの、道路その他がオリンピック開催ということに藉口して、当然しなきゃならぬ自分の今までの義務、公共事業に対する投資をしな

いでおつて、それを別のほうに使つて、この際ここでもって——というふうな気持ちで仕事が進んでいるという現状から見ても、国民がやはり批判しております。地方へ参りますと、オリンピックのことでもって、われわれ後進地域は全く何もしてくれなくなるんじゃないだろうかというふうな心配をしておるのです。ましてや、一建築家にそれを依頼したものが、予算よりも相当逸脱したような設計ができたものをうのみにして、どこかにそのしわ寄せを持っていくという考え方は、今後とも相当そういうことがあるんじゃないかと思うのです。組織委員会がとにかく行なうところの仮設的なものと同じです。将来日本の民族に残る記念建造物だからといって、そういう何にに訴えて不当なことをすることは許され

ません。これは一つの例です。今後とも多くの国民から寄付金を募集しようという心がまえの中に、こういうようなことが行なわれると、これから突貫工事という名をかりて、工事も期日が

ないのだと言つておそくむちゃなことが行なわれるんじゃないかというところを心配するのです。その点ひとつと謝野さんからも、あなたのほうで持たれている施設特別委員会にまかせればいいというのじゃなくて、それらを除いただれか監査的な人たちがあなたに新しく事務総長の側近に置いて、十分に監査をさせて、間違いのないようにするということぐらいの心がまえはありませんか。ただ自分はしろとでわ

からないから、あの人がいいと言つたからということじゃ通じません。

○参考人(与謝野秀吉) ただいまお話の点は今後とも重々留意して、気をつけたいと思ひます。実は三十八年度予算を組織委員会の予算として出しましたときも、大蔵省、文部省との折衝において相当大幅に減額したところもあるものであります。特にこれは施設関係におきまして、なるべく簡素に、たとえば選手村の食堂は半恒久的な、りっぱなもの、外国の選手も希望するのであります。したがって、これはもう組み立て式の、最も簡素なもので、できるだけ最小限度間に合はばいいというふうにして、予算をこちらで相当削減して、当初の予算から見ますとだいぶ減つておる面もあるものであります。今後とも国民の声というものについて、特にその財政面について留意して参りたいと思ひます。

○田中一君 文部省のほうでもまだ残っているものがあると思ふのです。それから建設省もそういう無理なことを唯々諸々として聞くんというのをしないで、弱いものにしわ寄せをするのではなくて、強いものに正しい要求をぶち返すというような考え方にな

ると思ふのですが、その点の心がまえはどうですか、前田さんのほうと建設省のほうは。

○政府委員(前田充明君) もちろん私も当初からそれでなければならぬと思つておりますので、十分そういう御趣旨のようなことで参りたいと思つております。

○政府委員(建部仁彦君) 建設省におきましても同様でございますが、やはり業者の熱意とか、その他いろいろな数字の推定、これをあまり辛くやらぬように今後十気をつけて参りたいと思つております。

○委員長(加賀山之雄君) 本件に関する調査はこの程度に本日はとどめます。

○委員長(加賀山之雄君) 次に、オリンピック東京大会の準備等に必要なる資金に充てるための寄附金付製造たばこの販売に関する法律案(閣法第六三号)を議題にいたします。

前回に引き続きまして質疑を行ないます。質疑のあり方は順次御発言を願ひます。

○柴谷要君 他の委員会の出席の関係で質問がきよになりましたので、あるいは重複した質問があるかと思ひますが初めての質問でございますので、懇切に御説明をいただきたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) 専売公社にお尋ねをいたしますが、公社のこの問題に対する態度としてまず承つておきたいのでありますけれども、オリンピック協賛の意味と、資金確保のため、オリンピックという銘柄の新製品を発売する、これが専売公社の態度であらうと思ひますが、そのよ

うに理解して間違ひございませんか。

○説明員(阪田泰二君) お尋ねのとおりでございます。寄附金付きのオリンピックピアスというたばこを発売することによりまして、オリンピックの御趣旨にも御協力いたす、こういうふうな考へておるわけであります。

○柴谷要君 協賛という意味は、専売公社がたばこを作つて市場に出す、このたばこに十円の寄附金をつけさせるというところが協賛という意味でございますか。

○説明員(阪田泰二君) そのとおりでございます。

○柴谷要君 世間通例の協賛というのは、物心両面の協力をする、そこに協賛という言葉が生まれると思うのであります。これは従来の専売公社の事業そのものを遂行するだけで、何らオリンピックに協賛の意味がないと思うのですが、この点はいかがでございますか。

○説明員(阪田泰二君) この点いろいろとこの委員会でも御質問がございまして、たばこでございますが、専売公社といたしましては、これは御承知のように、専売公社は専売事業を遂行いたしまして、また国の財政に必要な資金を上げて、これを納付しておる、こういったような性格の公共企業体でございます。公社の仕事といたしましては、そういう趣旨に沿つた専売事業を運営いたしていく。ただ、その専売事業の趣旨に沿つたオリンピックピアスというたばこを売る、こういうことにつきまして、その場合に一般の消費者の方から寄附をしていただく、こういうことをやりまして、そういうやり方でオリンピックにも協賛いたしたいと考へて

おるわけでございます。

○柴谷要君 この新銘柄のたばこが市場に出た場合に、今日まで愛用されておりますたばこ、一般のたばこに年間どのくらいの影響があるとお考へてございますか。

○説明員(阪田泰二君) お尋ねの点は非常にむずかしい問題でありまして、今回販売いたしますオリンピックピアスというたばこは、かなり高級なたばこでございます。現在販売しておりますたばこであります。富士とか、あるいはピースよりもちよつと上ぐらいのたばこであります。そういう意味におきまして、その辺の消費者層とい

ますか、今まで富士、ピース等を吸つておられた方が、このほうにかわられるということとは予想されないことではないのであります。ただ一方から申しますと、このオリンピックというたばこは、オリエント・タイプの特殊な嗜好のたばこでありまして、そういう意味におきましては、ただ値ごろが似ているから、すぐに富士がこちに移動するというふうにも考えられない点がございます。なかなかそういう意味でございまして、なかなかにそういう意味でございまして、たばこに吸つておられた方が、このたばこに移れる面もあるだろうと思ひますし、こういう特殊なたばこでありますから、新たにこれによつて全体として消費が増加する。こういった面も多少はあると考へております。これから発売いたしますわけでありまして、趣味、嗜好の問題でありますので、的確なことは申し上げかねますが、きょうなうに大体考へてお

うございますか。その工場の現在の実情は、三月八日予備作業に入る、それから三月十五日に装置作業に入って、そうして四月一日に発売になる。こういうふうに、すでに専売公社としては順序を立ててお進めになっておるようですが、きょうは一体何日ですか。きょうこのように採決ができない。それでも予備作業にお入りになっておられるのでございますか。この点を伺っておきたい。

り法案が、通過いたしましてから初めから準備をするということでありまして、やはり、万事の準備が遅延することになりますので、現在でもある程度の段階の準備はやっておりませんが、ただ、法案が通過いたしませんと、着手といえますか、やるにはどうしても

ておりまして、部内でやれるだけのことはやっておる、こういう段階でございます。

○柴谷要君 五十円定価の中に占める税金は幾らになるのでしょうか。

○政府委員(片桐良雄君) 三十八年度の政府関係機関予算の参照書にござい

ますが、新製品(Tでございまして、これによりまして、五十円の定価にいたしまして、地方に還元いたします地方消費税が五円八十七銭、差額の国庫に納付されます納付金が二十六円三十七銭となっております)

○柴谷要君　これは政府が提案された法案案なのですが、次官は主。

○委員長(加賀山之雄君) 次官は、ちよつと他の委員会に出ておられますけれども……。

○柴谷要君 そうすると、政府を代表

しての答弁はだれがやってくれるのですか。

○委員長(加賀山之雄君) それは大蔵省の監理官が……。もし必要があれば……。

○柴谷要君 大蔵省の監理官が責任ある答弁をしてくれるわけですね。

○委員長(加賀山之雄君) 御要求になれば……。

○柴谷要君 いや……。

それでは一体十円という大衆負担をかける前に、このようなオリジナルの協賛の意味でやられるとするならば、まず第一に、この市販をするたばこに対しては税金を免除するということをまず考えられていかなければならぬと思うのだが、この点はどうかですか。大蔵省としての見解を。

○政府委員(片桐良雄君) ただいま御質問の御趣旨は、政府に入ります二十六円三十七銭という原価計算いたしたこの金額をゼロにしようとか軽減しようということかと思いますが、先ほど公社総裁が御答弁申し上げましたように、専売公社はあくまで専売事業を営んで国庫に相当多額の納付金を出すというのを目的として設立されている機関でございますので、私どもは、あくまでオリジナルに協賛いたしますが、しかしその協賛の程度は、専売公社本来の事業を間違えず遂行しながら協賛していこう、こういう態度でございますので、やはりこのたばこは高級品でございますので、普通に売り出せばやはり五十円のたばこでございますので、これをまげて、特に益金を下げて売り出すということは適当でない、こう考えたわけでございます。

○柴谷要君 特に高額な税金を五十円

のたばこの中で国並みに地方へ払うだけでも三十二円何の税金を払う、そういうような大きな税金を国として召し上げておきながら、特にたばこの愛好者である諸君から十円ずつ寄付をさせる、こういったねらいが、はたして政治の面ではんとうに血の通った政治であるかどうかというのを考える

と、私はそうではないと思う。むしろオリジナルなどというものは、特定の人間に物を売った場合に寄付金を取るのではなくて、国民全体にオリジナルに協賛の実をあげさせるという意味から見れば、やはり税金の面等は、当然たばこの中の税金は、これを買えば税金はこれだけ安くなっている、それによつてオリジナルに協力ができるのだという態勢が伝わっていけば、これは多くの人が買つてもらえる。そうすれば三億をこして売れると思うのだけれども、そういうようなお考えはさらさらなかったのかどうか、これをひとつ再度お聞きしたい。

○政府委員(片桐良雄君) 私どもは、やはり専売公社はその本来の使命たる専売事業を、従来踏襲してきました原則に従って行ない、益金はすべてこれを国庫に納入しまして、必要な経費は国から出すということでございます。したがって、もしこのたばこを、本来ならば五十円で売れるものを、益金を安くいたすということ、専売公社が直接にある種の資金を出したというふうなことに、なにかねえと、財政秩序の維持という意味からも、この五十円のたばこは五十円で売るといふ考えで参りました。これを専売益金と安くして売り出すということは考えておりませんし、考慮にも実には上らな

かった次第でございます。

○柴谷要君 専売の監理官だから専売の立場でものをおっしゃってありますけれども、どうしても納得のいらないものがここにあって、それならば、小売店の手数料は五十円は五十円で取り、十円は十円で手数料を取るわけですね。これをしからば六十円の価格として手数料を取った場合には、大体十円に何%かかることになり、それが、それをお尋ねしておきたい。

○政府委員(片桐良雄君) お尋ねの点は、たばこを六十円で売った場合、これは実はオリジナルは五十円と十円とはつきり分けておりまして、小売店がその収入となります手数料は、五十円のたばこを売った点でありまして、十円は全くたばこの屋の利益にはなりません。手数料と申しまして、実費でありまして、利益が入っておらないのでございます。したがってたばこ御質問のように、たばこの定価を六十円にした場合はどうかということになります。すると、この計算は八%、これは実はたばこ屋さんの売上高によつて歩率は変わるのでございますが、一応八%と考へていただければ、一応八%と考へて、五十円で申しますと八%は四円になり、六十円になりますと四円八分、もし六十円の定価で売りますと、たばこ屋さんの収入は八十銭ふえる、こういうことになります。

○柴谷要君 そうすると五十円の手数料は、約八%のものは入るけれども、十円のものは一銭も入らない、こういうことでございますね。

○政府委員(片桐良雄君) そのとおりでございます。

○柴谷要君 ところが三%手数料を取るといふのは、これはどこで使われる三%ですか。

○政府委員(片桐良雄君) この仕組みは、たばこオリジナルを買ったときに十円寄付金をお払いになる、それを小売店が保管いたしまして、集計いたしまして、公社に送付する。公社はそれをオリジナル資金財団に渡す、こういう順序になっております。ただ、小売店は全

国に非常な数が多いのでございまして、一々小売人が集めた寄付金を送付するのはたいへんでございますので、小売人の組合等が人を使ひまして、この寄付金を集めて公社へ持つてくる、公社はそれを送付するという手はずになるかと思ひます。そのために若干の経費がかかりますので、その経費が大体三%と見込んでおるわけでございます。

○柴谷要君 そうすると、その三%は小売人組合に支払う金、こう理解してよろしいのですか。

○政府委員(片桐良雄君) 小売人及び小売人組合に支払われる金でございます。

○柴谷要君 そうしますと、この十円の寄付金を集めて……集めるといいますか、たばこを作つて十円の寄付金を取る、この十円を集めるために犠牲を払うのは一体だれとだれで、何らの犠牲も払わないでたばこの売り上げだけもうかるのは一体だれなんですか。

○政府委員(片桐良雄君) お言葉でございますが、犠牲という言葉はちよつと私ども理解いたしかねるのでござい

ますが、公社は普通の専売事業を営むわけでございますし、小売人も自分の

必要としました経費は返してもらえますので、特に手間損というところ、実害を払うということにはならぬと思ひます。もちろんたばこをお買い下すつて寄付いたす方も御承知の上で十円御寄付下さいますので、犠牲ということとは出ないのじやないかと思つております。

○柴谷要君 そこは監理官は明白に物を申せませんので、私が率直に申し上げますけれども、まず十円という金を、五十円の価格のものを六十円に買い取るたばこ愛煙家というものは、これは十円の負担がかけられるというところから、これを第三者的な立場で見れば、これは犠牲者です。それから当然五十円の価格の手数料しかもらわなから、六十円の手数料を扱つてやるのですから、それには何らの手数料がいかないという小売店も犠牲者の一人、そうでしょう。ところが、その金が集まつて来て、専売公社ではそれを扱つて、たばこ資金財団に金を上げるといふだけなんです。しかも新しいたばこだからといって、一つでも二つでも余分に売れば、それだけ増収があるということですから、受益者というものは専売公社である、こういう結論になる。オリジナルのために協賛をします、たばこを作つて国民から金を集めるといふ、りつぱな内容を持つていようだけれども、実は弱き大衆から金を集め、弱き小売業者に業務の繁雑さを与え、そうして金を集めていふというのがこの法律ではないでしょうか。しかも新しいたばこを作るといふことになりま

すといふと、これは専売に働く労働者の上にも大きな負担がかかつてくるわけですね。銘柄が変われば変わるだけに、

やはり配達業務が増大をされることは、これは明らかです。そういうことに對して、どう總裁はお考えになつておられますか。非常に勞務対策などはござりつぱで、最近実績をお上げになつておられるようですけれども、この銘柄の問題に對する勞務対策その他をお聞かせ願ひたい。

○説明員(阪田泰二君) お尋ねの点であります。専売公社といたしましては、先ほども申し上げましたように、このたばこの製造販売という仕事につきましては、従来やっておりますと同じような、専売事業の趣旨に従つてやっております。こういうことであります。そのために、ただいまいろいろお話をございましたが、特に利益したとか、あるいは損をしたというようなことは、私どもとしては考えていないわけでありまして、それで、ただいま労働関係のお話でございましたが、これはただいまお示しありましたが、業平工場やすることになります。業平工場は、従来からいろいろな種類のたばこを作つておりました。今度その一部を減らしまして、こういうたばこを作ることになるわけでありまして、そのために特に労働者といふものが、労働者の手数がふえた、労働強化になつていふというふうな事実はないというふうな私どもは考えております。

るほうもどうもまずい。そこでこの手数料を国会の議決としては、専売公社負担という決定ができればいいと思つて、うんだけれど、その場合に、専売公社として、どのような措置をおとりになるか、これをちょっと伺つておきたい。そういう法律改正が行なわれた場合にはいかがでございますか。

と私かわつてお答え申し上げます。その点は、実は非常にむづかしい問題でございまして、私もその責任にあるものでございませぬので、ちょっとお答えいたしかねる点がございますが、理屈としては先生の言つておられるようなことになるとは思います。法律で公社の負担がきまりますれば、その限度において当然予算が変わらなければならぬのでございまして、その変わる手続その他はどうするかという問題は残ると思ひますが、いづれにしましても理論的には現在御審議願つております公社予算というものが変更にならざるを得ないのじやないかと考えます。

したが、寄付金つきとかいうたばこを同じようなたばこを一つ新しいものを作りまして売ること、現在の公社法でもできるわけでありまして、もちろんその後においてたばこの定価表の改正を国会にお願いいたさなければなりません。試作期間というのがあるにしまして、若干の期間はこれは売れなかつたわけでありまして、ただオリンピアスの場合には、寄付金つきでございまして、その点はこの法律が通らなければ売れないということを申し上げたわけでありまして、ただその場合に、公社の予算との関係から申しますと、御審議願つております公社の三十八年度予算、歳入といふものは、公社のほうのたばこの売り上げは、これは一種の見積りもございまして、そのたばこが幾ら売れるかということ、それはその内容になつていくわけでありまして、したがって、このオリンピアスを売り出しても、その点について予算上の制約はないわけでありまして、ただ、今申し上げました柴谷先生の御質問の件は、これは公社の支出でございまして、経費として支出する場合でございまして、しかもこの経費は公社の事業とは何ら関係のない経費なので、この経費を支出するには法律的な根拠が要する、さらに、法律的な根拠が要するのみでなく、公社の支出予算の中にこういう項目がございませぬので、それを作らなければならぬのじやないかという、ただいまの御質問に對して、それはさうだと、こう申し上げたわけでありまして、

たいが、この十円のいわゆる寄付金から三割の手数料というものを取れることが、専売公社法のどこにあるのか。専売公社法のどこにそういうことが書いてあるのか、ひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(片桐良雄君) もし今お手元にございます法律案に従いますと、最後にこの公社に支払ふことができる、これは公社としては受け取ることができれば、これによつて公社が受け取ることができる、こういうことでございまして、

○説明員(阪田泰二君) お尋ねの点であります。専売公社といたしましては、先ほども申し上げましたように、このたばこの製造販売という仕事につきましては、従来やっておりますと同じような、専売事業の趣旨に従つてやっております。こういうことであります。そのために、ただいまいろいろお話をございましたが、特に利益したとか、あるいは損をしたというようなことは、私どもとしては考えていないわけでありまして、それで、ただいま労働関係のお話でございましたが、これはただいまお示しありましたが、業平工場やすることになります。業平工場は、従来からいろいろな種類のたばこを作つておりました。今度その一部を減らしまして、こういうたばこを作ることになるわけでありまして、そのために特に労働者といふものが、労働者の手数がふえた、労働強化になつていふというふうな事実はないというふうな私どもは考えております。

○説明員(阪田泰二君) ただいまの点であります。私どもはそういう場合を予想してはいたしますが、考えて、十分な検討をしたわけではございません。また、そういうことになりますれば、いろいろ大蔵省、財政当局その他とも御相談申し上げなければならぬと思ひますが、そういうふうな経費を負担するといったような法律といひますか、そういうことになりまして、いろいろとこれは法律ばかりでは参りません。予算の支出も必要といひます。現在の予算、あるいは予算に關する法規の規定等で、どういう措置が専売公社としてとり得ますか、よほど検討してみないと、かなりむづかしい問題があるのではないかと、こういうふうな考えております。

○柴谷要君 私はその考え方を貫く場合には、こういうふうな考へてゐる。その手数料を専売公社は負担をする、こういうことに議會が決定をして、専売公社は立ちどころにその決定に従つて、専売予算の中に寄付金という項目を一つ作る、いかがですか、作つて、さうして政府に向かつてこれに補正をさせる、さうすれば案に總裁出せるのじやありませんか、この点一つ伺つておきたいと思ふのです。

○政府委員(片桐良雄君) その際実はお答えいたしましたのは、これは公社が現在のたばこを作つております。そのたばこの中に、オリンピアスといふたばこを作つて売り出しても実はある期間間は売れる——ちよつと失礼いたしま

○柴谷要君 わかりました。それならば、この法律が出た場合にはこれが優先して、専売公社法というものは優先しないことになるのですね。たばこを売るといふ場合には専売公社法というものが優先していかねばならぬのでしよう。その専売公社法の中に手数料というものは規定をされておりました。その規定の手数料は小売人にいかないで、この法律によつて制約をされてくるわけですが、さういふことはいかがでございますか。

○政府委員(片桐良雄君) ちよつと先生の御質問の趣旨が、私ははつきりつかめないでございまして、公社がこれを売りますときには、五十円で小売店に売るわけ、六十円でなく五十円のたばことして、普通のたばこと同じでございまして、さういふたばこを売ります場合に、手数料を引いた値段で公社は売るわけでありまして、八%と申しますと四十六円でこのたばこを小売店に売ります。十円は別にのけておくわけでありまして、公社としては全く関係のない十円でございまして、この十

円で、公社は幾らたばこが売れたかというのをチェックする。公社に持って参りますと、通り抜けで、もちろん資金財団のほうに持っていくわけであり。公社はこの十円という金にびた一文触れるわけにいきません。したがって、この十円は公社の収入にも何にもなりません。ただ、売りますときに小売手数料がかかります。その手数料の分は資金財団から小売店のほうに返すというのが四条の規定でございます。公社としては、その点は別に収入があるわけではございません。

○柴谷要君 そういふものを扱う場合に、公社の収益には少しもならないというものは、現金として扱いますね、現金として扱って処置する、そういうことが出来るのは専売公社法のどこにあるのですか。こういうお尋ねです。

○政府委員(片桐良雄君) その点は、この法律ができれば、この法律によつてできるということでもあります。

○柴谷要君 そうなりますと、こういう法律ができますと、専売公社法もいつ改正しなければならぬということになりますか。何らかの条項を挿入しなければならぬと、こう思うのです、しなくてはよろしゅうございますか。

○政府委員(片桐良雄君) 専売公社法というのがありますが、これはプラスになる法律でございますので、別にこれによつて専売公社法そのものを改正しなればならぬということはないと思います。

○柴谷要君 そうなりますと、小売業者がその十円の金の取り扱いに粗漏があった、あるいは何かあったといつても、専売公社法の上からいって、小売

業者を罰する規則はあなたのほうにはありませんね。

○政府委員(片桐良雄君) ございませう。

○柴谷要君 なくなった場合には、これはあなたが責任を負い、あなたが弁償していくのですか。その点をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(片桐良雄君) その点は小売人は、まあそういうことではないと思つておりますが、資金財団と一種の、何と申しますか、契約を結ぶことになるわけであり。寄付金を預かりまして送ります。そのかわりにそれらに應ずる手数料、実費を払つてもらう、こういう関係がございますので、もしこのとき小売人がたとえば寄付金を預かりまして、それを渡す前に火災とかそういうもので焼失した、なくしたというときには、やはりその資金財団に対して金銭的な債務を負うわけになります。したがって、これは債務として残るもので、いつか払わなければならぬものであります。それから、もちろん小売人が寄付金を受け取りながら横領といふか、資金財団に渡さずに、どこかにやつてしまったという場合には、公社といたしましては、その小売店に幾らたばこをやつたというのとはよくわかつておりますから、資金が来ましたときに、それはおかしいということがわかつて、その点で小売店を追及できるわけであり。ただこの点は、たばこ専売法で処罰ということは、たばこ先生がおつしやいましたようにできません。しかし、資金財団と小売店との間のそういった一種の契約的なものからいまして、民事的にこの小売人に対して金銭

債権の追及ができるわけであり。○柴谷要君 たとえば、これは例でございませうけれども、盗難にあった、オリニピクスという珍しいたばこが出たからといって、これがそっくり持つて行かれた、あるいは火災にあった、そういう場合には、その五十円までの問題については専売公社で処置できますけれども、十円の問題については資金財団に負債として残り、専売公社が後日処理をする、こういうことになるわけですか。

○政府委員(片桐良雄君) 小売人の家にありますときに火災、盗難にあつても、現実にはまだ寄付が行なわれておりませんので、資金財団がその分について小売人に対して債権を持つというところはございません。したがって、今先生のお尋ねの点については、小売人は何ら——たばこがなくなつたという点のあたりはありますけれども、寄付金につきましては、負債を負うわけではございません。

○柴谷要君 そうすると、阪田総裁は、人のことで金を集め、非常に骨折つて、最終的に何か事故でもあつたときに責任をとらなければならぬことになつていくわけですね、責任といつても、資金財団に負債を負うというふうな形がでたら何かするのですか、そういうまじらわしいことはやめて、すつきりした姿にできませんか、つまり専売公社が全額負担をするという形になれば、そんなまじらわしいことはさらになくしてしまふことなんですか。どうなんですか、その点は、つまり、からかき屋の小僧が骨を折つても益がないような法律ですよ。これは正直なことを言つて、いかがですか総

裁、ひとつ苦しい心境を話して下さい。

○説明員(阪田泰二君) 御答弁申し上げますが、専売公社といたしましては、再々申し上げておきますように、一般の専売事業を行なう場合と同じようにやるわけでございますが、オリニピクスが小売店の店頭で亡失したというやうな場合には、それぞれ災害その他定めてございまして、それによりましていろいろ補充するとか、取りかえるとか、そういった問題が起こることは当然でございます。一般の業務を行なつていて、場合と少しも変わりはない。寄付金の関係につきましては、これは寄付金を小売人が途中で亡失するということになります。これは小売人の責任でありまして、公社といたしましては何ら責任を負う理由はないと思ひます。ただ、これはまあこういうことはあり得るかどうかかわかりませんが、公社がちょうど寄付金の額をチェックいたしますために、公社を通じて財団に送付することになっておりますが、その公社を通るときに亡失してしまうと、それは責任の場合があると思ひますが、これはまあ一般の公社の事業の關係におきましていろいろ事故が起ります場合と同一に考へてよろしいかと思つております。

○柴谷要君 どう見ましてもこの法律は——まあ大体の法律が半分ぐらいはいいけれども半分が悪いというの、これは悪い法律ですよ。ところがこの法律は、まあ調べていき、検討していきますと、八、九分どおり悪くて、一部ぐらいしかよくない。こんな法律自体どこで作られたのか知らぬけれど

も、のめめと出してきたくて、ろに實際国民を愚弄していると私は思ふのですよ。得るところがないのだ、たばこを押しつけられて、扱う人は利益がない、専売公社だつてたいへんなことは負担だと思ふのですよ。阪田さんは紳士ですから、あのようなりつぱな答弁をなさつておられるのでしうけれども、事実こんなたばこを作らたくないというの、私は腹の中にあると思ふ。そういうものを一体オリニピック委員会が審議をして可決をしなければならぬという結果にならぬ、だから、もう少しひとつ与党に差し戻しをして、政府がほんとうにいい法律案に直してきて、これは河野理事さんもらつて、十分検討して、少なくとも悪くても五分々々という法律案にして再提出するといふような決意をひとつ持つてもらいたいといふことを要望して私は質問を終わります。

○河野謙三君 他の問題に入ります前に一言。片桐さん、さつき専売公社としてはこのたばこに関する限り何にも關係がないのだとおっしゃつた、それは少し言い過ぎじゃありませんか。私はこの前も言ひましたが、この法律の提案理由に、これを通じてオリニピックに協力するのだという題目で出されている。ところが十円に関する限り何にも關係がないのだ、そういうことを言われるから、今の十円の問題は専売公社が中心になつてリードしなければ私はだめだと思ふのですよ。それを速記録を見てもらひたい、この問題に

裁、ひとつ苦しい心境を話して下さい。

○説明員(阪田泰二君) 御答弁申し上げますが、専売公社といたしましては、再々申し上げておきますように、一般の専売事業を行なう場合と同じようにやるわけでございますが、オリニピクスが小売店の店頭で亡失したというやうな場合には、それぞれ災害その他定めてございまして、それによりましていろいろ補充するとか、取りかえるとか、そういった問題が起こることは当然でございます。一般の業務を行なつていて、場合と少しも変わりはない。寄付金の関係につきましては、これは寄付金を小売人が途中で亡失するということになります。これは小売人の責任でありまして、公社といたしましては何ら責任を負う理由はないと思ひます。ただ、これはまあこういうことはあり得るかどうかかわかりませんが、公社がちょうど寄付金の額をチェックいたしますために、公社を通じて財団に送付することになっておりますが、その公社を通るときに亡失してしまうと、それは責任の場合があると思ひますが、これはまあ一般の公社の事業の關係におきましていろいろ事故が起ります場合と同一に考へてよろしいかと思つております。

○柴谷要君 どう見ましてもこの法律は——まあ大体の法律が半分ぐらいはいいけれども半分が悪いというの、これは悪い法律ですよ。ところがこの法律は、まあ調べていき、検討していきますと、八、九分どおり悪くて、一部ぐらいしかよくない。こんな法律自体どこで作られたのか知らぬけれど

裁、ひとつ苦しい心境を話して下さい。

○説明員(阪田泰二君) 御答弁申し上げますが、専売公社といたしましては、再々申し上げておきますように、一般の専売事業を行なう場合と同じようにやるわけでございますが、オリニピクスが小売店の店頭で亡失したというやうな場合には、それぞれ災害その他定めてございまして、それによりましていろいろ補充するとか、取りかえるとか、そういった問題が起こることは当然でございます。一般の業務を行なつていて、場合と少しも変わりはない。寄付金の関係につきましては、これは寄付金を小売人が途中で亡失するということになります。これは小売人の責任でありまして、公社といたしましては何ら責任を負う理由はないと思ひます。ただ、これはまあこういうことはあり得るかどうかかわかりませんが、公社がちょうど寄付金の額をチェックいたしますために、公社を通じて財団に送付することになっておりますが、その公社を通るときに亡失してしまうと、それは責任の場合があると思ひますが、これはまあ一般の公社の事業の關係におきましていろいろ事故が起ります場合と同一に考へてよろしいかと思つております。

○柴谷要君 どう見ましてもこの法律は——まあ大体の法律が半分ぐらいはいいけれども半分が悪いというの、これは悪い法律ですよ。ところがこの法律は、まあ調べていき、検討していきますと、八、九分どおり悪くて、一部ぐらいしかよくない。こんな法律自体どこで作られたのか知らぬけれど

裁、ひとつ苦しい心境を話して下さい。

○説明員(阪田泰二君) 御答弁申し上げますが、専売公社といたしましては、再々申し上げておきますように、一般の専売事業を行なう場合と同じようにやるわけでございますが、オリニピクスが小売店の店頭で亡失したというやうな場合には、それぞれ災害その他定めてございまして、それによりましていろいろ補充するとか、取りかえるとか、そういった問題が起こることは当然でございます。一般の業務を行なつていて、場合と少しも変わりはない。寄付金の関係につきましては、これは寄付金を小売人が途中で亡失するということになります。これは小売人の責任でありまして、公社といたしましては何ら責任を負う理由はないと思ひます。ただ、これはまあこういうことはあり得るかどうかかわかりませんが、公社がちょうど寄付金の額をチェックいたしますために、公社を通じて財団に送付することになっておりますが、その公社を通るときに亡失してしまうと、それは責任の場合があると思ひますが、これはまあ一般の公社の事業の關係におきましていろいろ事故が起ります場合と同一に考へてよろしいかと思つております。

開しては関係がないのだと言っている。関係がない、また関係したくないというなら、今の榮谷さんのような意見になりますよ。それはあとでいいですから、速記録を見てから、言い過ぎだったら取り消しなさい。それでも関係がないのですか。

○政府委員(片桐良雄君) も私の発言に先生の誤解をお招きするようなことがありましたらお呼び申し上げなければならぬと思いますが、私が申し上げましたのは、もちろん公社といたしましても、大蔵省といたしましても、このたばこは大いに売れて資金財団へ三億円以上、できるだけたくさんのお金がいかに努力いたすつもりでございまして。また公社といたしましても、販売のほうで、その価格で、いろいろ研究いたしております。その点は十分御理解いただきたいと思うのでございまして、私が申し上げましたのは、私は、経理上は十円と五十円というのとは別だということを申し上げましたのが、その点先生の誤解を招いたのは、はなはだ私の申し方が悪かったもので、またいづれ速記録を見まして、その辺の私の発言が不十分でございまして取り消しいたします。

○河野謙三君 私の誤解でありましたら私が取り消します。速記録見てから、あなたの誤解だったら率直に取り消しなさい。先ほどの言葉をもう一遍申し上げますと、十円に関する限りは、たばこの小売屋さんと資金財団のほうの関係であって、おれたちは知ったことじゃないという、一言で言えば、資金財団にそんな能力がありません。そんな能力がないですよ、権限もないですよ。そこは専売公社というも

の、その機関ですよ、いろいろあつての、そのつとてやらなければうまくいきつけないですよ。それだけでも関係深いじゃないですか。十円に関する限りは知ったことじゃない、わしは関係ないのだ。そういうふうに言われたと思うのです。よく速記録を見てから御善処願います。

○政府委員(片桐良雄君) もちろん公社といたしましては、この寄付金を集めますことについて万全を期します。その点ははっきりお約束申し上げます。それができると思っています。したがって、経理上はこの十円は関係ございせんが、実際資金財団へ寄付として到達するまで、これは公社が全責任を担ってまいります。

○河野謙三君 それならばわかる。○岡田宗司君 これはどなたにお伺いしているのかあるいは資金財団のほうのお方に伺っているのかと思うのですが、五輪のマークの使用料の問題ですが、あれは今までのところどういうふうになっておりますか。

○参考人(鮎君) 五輪マークにつきましては、日本体育協会のJOCが管理しておりますが、元来あれを使用することによる使用料というのは、なかなかむずかしい問題でございまして、私も五輪のマークを使った場合に、それに対してできるだけオリニピック資金に御協賛を願うという立場で在来やっております。

○岡田宗司君 使用料の規定はないのですか。

○参考人(鮎君) 使用料という正式な名義というものはないと心得ております。したがって、それはどうい

う場合に使えば幾ら使用料が必要だというふうなことはきめてございませぬ。結局マークの使用をどういう方面に認めるか、これは勝手に使えませんが、許可番号がつくわけではございせんから、その場合において、これは当然使用料が最低幾らにつくというふうな性格のものじゃないのでありまして、主として使用される方の御好意によるところの寄付というふうな形になるのであります。

○岡田宗司君 そうすると、やはり許可が要るわけなんですね。

○参考人(鮎君) JOCのマーク委員会というのがございまして、そこで審査しまして、これを承認するという形になって、無断では法律的不法でなく国際的な一つの道義と申しますが、まだ日本には国内法でこれを禁止した例がございませぬが、そういうような形で全部許可番号をつけまして、そういうのが正式であるということ、一々審査して個別に承認を与える、こういう形になっております。

○岡田宗司君 今まで承認したもので金を支払わなかったものがありますか。

○参考人(鮎君) それは払わないものもございまして。そういうものを、ちようだいする根拠というものは、両者の合意による問題でして、これは一般的なPRの場合等は、もちろんそれから必ずこれだけ使用料とか、あるいは寄付を必ずいただくというふうな形になっておりません。

○岡田宗司君 それで今まで許可して、使用料をもらってない例、それからもらった例、それはあなたのほうか、JOCのほうか知りませぬけれども、おそろくちゃんと表ができてい

る、おそろくちゃんと表ができてい

る、おそろくちゃんと表ができてい

る、おそろくちゃんと表ができてい

使うのでしよう。

○参考人(鮎君) マークの使用につきましては、オリニピックの憲章のほうに相当な規定がございまして、したがって、大いにオリニピックの精神を高揚するとか、そういうふうな意味合いにおいてこれが使われるのが原則でございまして。しかしながら、オリニピック大会等におきまして、いろいろやはりオリニピックを象徴するために使いますから、一部それによって反射的利益のある場合もございまして。そういうふうなことも考えて、私どもとしましては、そのものによりまして、場合によっては御寄付をいただく、こういうような形で實際上処理しておる次第でございまして。

○岡田宗司君 オリニピックスというたばこは、これはオリニピックを象徴した名前だろと思う。そうすると、五輪のマークをそこにつけるということ、オリニピックスというたばこの広告ですな。専売公社はそれを使って広告をして、しかも広告料としては何も払わない。それでもなおオリニピックに協賛するといふに至りましては、これはどうも……民間の会社には協力をさせるけれども、専売公社は知らぬぞと涼しい顔をして、ただで使うということ、私は、私どもにはどうも解しかねるのですが、これはどうですか。

○説明員(阪田泰二君) オリニピックのマークの使用料の問題につきましては、現在のところ、そういうものは払う話になっていないということを申し上げたわけでありまして。専売公社は全然払う気がない、あるいは払ってほしいというお話がありましたのに、お断わりをした、こういうことではござい

せん。

○岡田宗司君 そうすると、今の阪田総裁のお話ですと、今まで払っていないというので、まだ交渉もしていないけれど、そういう要求もない。それだと、場合によっては、払う意思のある場合もあるわけですね。

○説明員(阪田泰二君) ただいままでのところ、お話がないというのが現実のところでありまして。

○岡田宗司君 それでは、お話があれば、その交渉いかんによっては広告料として払う場合もあり得るということですか。

○説明員(阪田泰二君) 先のことはちよっとお約束と申しますか、申し上げかねるのではありませんが、先ほど申し上げたような状況で現在おるのであります。

○岡田宗司君 私は、あなたが総裁なんだから、広告料を払うか払わないかぐらいのことは、自分で裁量できるはずだと思ふのですが、総裁というものはそんな権限がないんですか。専売公社は広告の費用はあるでしょう。テレビなんかですぐいふんいかわしいフィルムをやっているのですが、ああいうものにはうんと金を出すのでしょうか。

○説明員(阪田泰二君) この問題につきましては、先ほど来申し上げましたように、私どものほうでは、これは小売人に対する手数料の問題とか問題になっておりますが、こういうような問題と違ひまして、ただいま確かにお示しのように広告料を払っている例等があります。またマークを使用するために使用料を払う必要があるということでありまして、これはまあたばこの製造の原価に当然入ってくる費用で

ありますから、支出することもできるわけでありまして。まあそういう状態ではありますが、現在のところはそういうお話もございませぬし、私どものほうも考えておりませぬ。これはほかのこういう公共企業体等いろいろオリックスに協賛いたしましたためにマークを使用いたしました場合でも、従来でもそういうふうな扱いに他でもなっておりますように承知いたしております。

○岡田宗司君 すいぶんおかしい話で、公社というものはやっぱり一つの営利事業をやっているのですか。それはまあ一面においては公益事業ですけども、確かにもうけている。そうして普通の商売をやっている。だから普通の広告もするのです。だから、私はこれはなんですか、普通の商社と同じように、やっぱりオリックスのマークの使用料というものは取って差しつかえないのじゃないか。何もそれを遠慮して公社にだけたただやうして、民間だけもうなんということは、これは不公平だと思ふ。公社が専売公社にしても、あるいは国有鉄道にしても、電電公社にしても、これは営利事業でなければいけません。これは営利事業でなければいけません。ところが、とにかくもうけているのですから、そしてその目的は、やっぱり商売なんですよ。商売をやっているのですからね。だから私はやっぱりそういう場合に――しかも売らんがために広告をしていて、だからそれを何も分けて、協賛とうたっている以上は、それくらいものを協賛させてもいいように思ふのだし、それからあなたのほうもあの法律を出すときに、これはまあ大蔵省のほうで作ったのだらうと思ふのだけれども、協賛と書いてある

のなら、まあこのたばこにマークをつけるのなら、これはこの法律に直接関係はないかもしれないけれども、それくらい心のまえははしてもいいんじゃないですか、どうですか。

○河野謙三君 関連して、阪田さんね、今まで話があったからとないとかいう問題じゃないのです。要するに、あなたのほうで協賛する気持があるかないかという問題です。これは、その金は予算にも関係ないし、寄付金の問題でもないし、広告費というところで出せば何でもないことだ。あなたの裁量でできる。だから問題は、話があったとかないとかでなくて、話があったとしたら死に金になりますよ。あなたの気持において出せば、同時にあの総裁はなかなか話がわかる、あの総裁はなかなかオリックスに理解があるということになる。話があるとかないとかいうことじゃないのです。また、話あって、向こうのほうであなたの顔ばかり見ている資金財団が、あなたのほうになんか出してくれて言えませんが、だからいつまでも言えませんが、それをいいことにして、あなたは話があるまですきで、それじゃ今ここで出す気がないと言ったほうがいい。

○説明員(阪田泰二君) この五輪マーク使用料の問題につきましては、実は私どものほうでも現にいろいろ意見があり、こういう五輪マーク使用料――公社のたばこその他に五輪マークをつけてまして、その使用料を払うという形でオリックスに協賛する考えはないかというのを以前に検討したことはございます。しかしそれだけでは、あまりに非常に巨額の使用料を払うとい

うことは、何といいますが、つじつまが合わないといいますが、三億円の使用料を払うということもちよっとおかしい話でありますので、これでは財源にならないだろうということで、今度いろいろこういう案を出しまして、もう少し金高の入る方法を工夫したわけでございます。まあそういうことでございまして、これで三億円というものを財団のほうの収入に上るよという私どもとしても御協力をいたしたいというふうなことになると思います。

で、前に考えておりましたことのありまするマークの使用料のほうの問題につきましては、その際になりまして、いまいますか、実は他の公社等におきましてやはり五輪マークを使った場合の例等におきまして、他の方法で協力しておるといことで、使用料自体としては払っておらない例がございまして、この関係――あまり大きな金額にもなりませんので、まあ見のがしてしまつたといいますが、あまり関心を持たずに向こうさんのほうからお申し出もありませんし、私どものほうでも考えていなかったのですが、たゞいまお話ございましたので、この問題どういうふうな処置いたすか、あまり無責任なお約束はいたしかねますが、十分に検討いたしてみたいと思ひます。

○河野謙三君 岡田さんのおっしゃることと私違ふかもしれないが、私も何五輪のマークの使用料等を三億円と見積もって国民から十円取らないでと、そういう意味じゃないのです。国民は一方において十円の協力をするから、専売公社自体も、露骨に言えば役所ですから出す手段がちゃんと正当で

なければいけませんから、寄付金ということなら正当にいけるということなら、五輪のマーク使用料ということでは向こうから要求がなくても、あなたのほうから進んで何がしかのものを出して資金財団に協力する。そうすれば国民のほうで十円協力するにも非常に気持よく協力できるわけですよ。そこらのところは、きょうは十分検討されるというから、あなたの善意の検討を期待して質問を終わります。

○山本利壽君 今の点で尽きますが、全面的に賛成ですが、広告料をお出しになることは出していただきたいことをお願いしますが、五輪のマークを無断で使用した場合にはどういうことになるのですか。これは許可が要するということになっていっているのでしょうか、もし無断で使用した場合には……

○参考人(村井順君) お答えいたします。五輪のマークにつきましては、国によりまして法律でこれを勝手に使用することを禁止している国もございまして、日本の場合においてもこの点二年前からいろいろ研究しておりますが、しかしいろいろ問題点もございまして、まだ法律化したしておりませんし、一応道徳的にこれを取り扱っていく、道義的に。ですから、とにかく五輪のマークは使わないでもらいたいという道義的な立場で使わないようをお願いしているというのが実情でございます。

○山本利壽君 それでは、善意でオリックスに協賛する意味で、利益でなしにどんどん使う場合もあるし、そういうことはそれでも許可がいるはずでしょうけれども、害は少ないわけですが、かりに知らずに何かの商品につけ

て売り出して、その人がもうけていて、今のところでは何らの制裁はないわけですね。

○参考人(村井順吉) さようでございます。ローマの場合も、結局、法律化したしませんでした。そういうことになりまして、私組織委員会でございますが、これは組織委員会の問題でなく、むしろ体協の問題でさように扱っているように聞いております。

○河野謙三君 私は農林省の畜産局長にお伺いしたいのですけれども、どうも農林省でも先ほど来たばかりの問題をめぐって、お聞きのように、政府機関がオリンピックに協力する場合に、どうも協力に名を借りて、私は、たばこの場合は便乗しているとは思いませんけれども、便乗しておるかのような誤解を受けるような点が多々あります。私はオリンピックというものは、今さら申すまでもなく、国民全体、政府一体になって、この両者の犠牲のもとにオリンピックというものは完全に成しとげることができると思う。それであるにかかわらず、もし政府機関において、国民が一方において協力態勢にあるにかかわらず、政府機関において、もしそういうようなオリンピックの完成に向かっていろいろな準備の過程において、協力ではなくて便乗しておるというような形があれば、私は非常に遺憾だと思ふのです。そこで競馬の問題ですが、たしか二、三回前の国会とありますが、オリンピックに協賛するのためにオリンピックのための競馬を開催して、それによって出た資金によって馬事公苑の中にオリンピック用の馬事の施設を作る。こういう法律が出ました。そのときに私はたまたま当該委員

員会におりまして、それは非常にけつこうであるが、それによって出た資金というものは、法律を修正して一ぺんその資金を資金財団に渡して、資金財団がその政府からもらった資金の範囲内において畜産局なり、競馬協会ですか、これに、一定の設計のもとに一定の施設を作ることを委任する。こういうふうにしたほうがすっきりするんじゃないかと言いましたところ、それをやっておりますと法律の改正にもなり、また、国会が時間切れになりますので、そういう趣旨で運営していただくように私は希望をつけて可決になったと記憶しております。そこで、私はき

よう伺いたいのは、法律は、その資金を競馬会に渡して、競馬会が自分の持つておる馬事公苑に施設をして、オリンピックが済んだらその財産はそのまま競馬会の所有になる。こういうことですね。それを見ようによつては競馬会といふは、農林省というのか、特に競馬会といふは便乗ですよ。オリンピックに名をかりて競馬を開催して、資金を八億なり十億出して、そしてオリンピック用の馬事施設をやつて、なるほどそれがなければオリンピックはできません。ところが、オリンピックが半月間やって済んだあと、その翌日から競馬会の財産でしょ。こういうばかなことはないじゃないですかと私はそのとき言ったので、そこでその際は、せめてオリンピックが済んだあとは、この施設は一般体育の向上のために一般大衆にこれを公開しろということに附帯決議をつけて可決になったはずであります。そこで私は質問したいのは、法律はどうあるうとも、法律の精神というものは、

のからいつて、オリンピック用の競馬を開催して、かりに八億の施設がかかるものに対して十億の資金が出るという場合に、その差額の二億というものは一体どうなるかということなんです。私は、それは競馬の名前において開催した、また、オリンピックの協賛だということと競馬に行つて馬券を買つた。それによつて大衆から利益を得た、その利益というものは、一応私は法律にどう書いてあるうが、まあ法律を無視するわけにいきませんけれども、競馬会から資金財団にその金は全額私はやるべきだと思ふのですが、それはどうなんですか。最近聞くところによりますと、競馬は農林省が当初予算を立てている以上に売れ行きがいいそうです。でありますから、オリンピックの競馬というものは、これはあなた方が予定している以上に売れるのじゃないかと思う。そういう場合にどうなるんですか。

○政府委員(村田豊三君) オリンピック協賛のための中央競馬の特例法制定以来、河野先生には特段のこれにつきましていろいろ御配慮を前からいただいておりますことを、この機会にお礼を申し上げる次第でございます。

ただ、ただいま御指摘になりました点でございますけれども、この点は法令の建前上――当時の法律、なるほど修正等の御意見もあつたように伺いますけれども、法律そのものは、第二条に、政令の定めるところによつて国庫納付金の処置をするというふうに、明らかに規定されておりました、納付金の具体的な処置につきましては、政令でこれを規定するというに相なつておるわけでありまして、その政令の規

定によりますれば、ただいま御指摘になりましたような場合には、これは国庫にその部分は納付するという建前に相なるわけでありまして、確かに今御指摘がございましたように、施設は競馬会の施設になるわけでありますので、河野先生が今御指摘になりましたような問題が起らないとは限らないわけでありまして、ただ、今後馬券がより以上に売れるであろうという御見通しをお述べになりましたけれども、御承知のように、これはまた四月一日からは新しい馬券の売り方と申しますか、やや従来の競走方法と異にした新しい制度の実施を四月からいたすことに相なつておりますので、必ずしも従前どおりのようなテンポで馬券の売り上げが伸びていくかということにつきましては、私一縷の懸念を持っておりますが、それはともあれ、とにかく一応施設がでさうありますと、ただいま御指摘のとおり、これは競馬会の施設にもなるわけでありまして、これも、これにつきましても、かねがね当委員会等でも十分なるこれについての御配慮がございまして、附帯決議等もいただいております。私どもこの附帯決議の御趣旨を十分体しまして、これが単なる一団体と申しますか、一機関の私有的なものとして今後受益をしていくことのないように、その点の配慮は十分に加えて参りたい、かように考えております。

○河野謙三君 そうしますと、こういうことですか。馬事施設にかりに八億かかる、そうしますとオリンピックのための競馬を開催して、売り上げが十億かありますという場合には、八億のところまで切つちやつて、あとの二億と

いうものは、これはもう国庫に納付すると、こういうふうな政令でまづおる、こういうのですか。

○政府委員(村田豊三君) 売り上げと申されましたけれども、多分国庫納付金のことだろうと存じますが、そうでありますれば、ただいま河野先生の御指摘のとおりになるわけでございます。

○河野謙三君 私は法律でまづたことと云々するのじゃなくて、そういうことを、先ほど申し上げたように法律審議の際に私は主張をしておるにもかかわらず、一片と言つちやばなは失礼ですけれども、われわれから見れば一片の政令でそういうことを勝手にやられちゃ私は困ると思ふのです。何も競馬の資金というものはたくさんあるんですから、オリンピックのため競馬だと言つて看板をかけてやつた競馬の資金は、オリンピックと名がついた以上は、そのまま資金財団にべんやつて、そしてもし余つたら、資金財団は何も悪いことに使つてやらない、オリンピックの協賛のために使うのですから、こまかなことをやらないで……八億なら八億のところまで打ち切つちやつて、それ以上出たところはお前らに一文もやらないのだ、看板だけはオリンピックの協賛だということ

で競馬を開催する、これもたばこと同じように、国民がオリンピックに協賛するつもりで行くファンばかりはないでしょうけれども、一応オリンピックの協賛という看板を掲げて競馬を開催しておいて、そのうちの一部分はオリンピックの馬事施設に行くけれど、一部分は国庫のほうに行くんだ、これはちよつと、私はインチキとは言

いませんけれども、ちよつと趣旨が違ふんじやないですか。その政令について再検討されるということは、今ここで局長なり課長が、それを私は再検討しますとは言えないでしょうかけれども、十分私は再検討をしていただいで、必ずしもお前の言うとおりにならないということですから、再検討した結果を、もう一度当委員会、次回にひとつ御説明をいただきたい、御回答をいただきたい、こう思います、どうでしょう。

○政府委員(村田三喜) 河野先生から非常にむずかしい宿題をいただいたことになるわけですが、私はやはり率直に申し上げて、私はまず、納付金の関係は、法律並びにその法律が委任した政令によりまして、その点が明記をされておるわけでありまして、これは何も農林省が独断でやつたとかいうことじゃなくて、大蔵省なり、それぞれ関係の政令でございますから、当然関係省の協議の上において成り立つた政令でございます。でありますので、法令の建前を曲げてこれを再検討せよと申されることは、私自身にとりましては荷が勝ち過ぎることでございますので、その点はお許しをいただきたいと存ずるのであります。が、ただ、ここで今、河野先生のおっしゃいます意味が私どもにもわからなくはないのでございます。法令の建前は建前でございまして、その法令の建前を離れまして、たゞいま河野先生のおっしゃいますように、中央競馬会がオリジナルに積極的に協力をする、便乗というお言葉がございまして、けれども、便乗どころではなくて、むしろ法令の建前は建前で通し

て、別の立場からオリジナルのために積極的な協力をするという方法は、これは私どもむしろ前向きな姿勢で積極的に考えていいかと思っております。具体的にも、たゞいま競馬会の、あるいは馬事公苑等にありまします施設について、この法律の範囲外の問題として、競馬会に相当の支出を覚悟してもらいまして、ある一定の施設のための協力を着々やっていたらいいと思ひます。これなどもその一例かと思ひます。また、先ほど出来ましたこの納付金によりましてできますオリジナル用の施設の今後の運営等につきましても、これを単なる競馬会の一私有物として使わない、広く公共の役にも立つような、こういう問題につきましても、私ども前向きの態度で積極的に考えて参りたい。そういう意味で、たゞいま河野先生の御指摘になりましたような点について、さらに検討をさせていただきますと存じます。

○河野三喜 局長の気持は、私は全く私の言わんとするところと一致しておりますから、あえて申しませんが、ただ村田さんがいつまでも畜産局長をしてゐるわけじゃないし、おそろく私は来年のオリジナルまで、そのあとまであなたが畜産局長をしてゐるとは思わないのでありますから、あとによく私は引き継いでもらいたいと思ひますが、ほかの方に御迷惑といひますか、私は馬事公苑なんといひます。もつてのほかだと思ひます。このごろゴルフがぜいたくだ、ゴルフがぜいたくだといひますが、ゴルフはみんなが会費を出して、負担金五十万円でも六十万円でも会費を出して、お互いに持ち合つてやつてゐる。

しかも大ぜいの人が楽しんでゐる。馬事公苑というのは、一体だれが、何人あそこで遊んでゐるか、一文の金も出さないで。乗馬の愛好者といひます。全体から見れば大衆とは全く無関係です。しかもそれは国の財産です。国の財産を、ごく一握りにもならぬような人があそこであつてゐる今の姿だつて、非常に私はこれはけしからぬと思ひます。その上に、さらにオリジナルに便乗しやありませんけれども、オリジナルを契機に、何億という施設をして、そうしてそのオリジナルが終つたあとにおいて、相変らずほんの一部の、これこそ特権階級です。特権階級の利用に、しかも無料で供してゐる。幾らか馬事クラブとかなんとかあるかも知れぬけれども、そういうことは許せませんよ、そんなことは。しかも東京のまん中。でありますから、私は先ほど来からたゞこのことをいろいろやかましく言つたが、たゞこのほうはまださういひます。競馬会なんといひます、さういひますから、オリジナルなんかにで、そして終わつたあとに、一応競馬会の財産になるでしょう、競馬会の財産は国の財産として逃げられますけれども、そんなわけにいきませんよ。でありますから、こういう点は、今村田さんは、私が質問する前に、積極的に公開するのだと言はれましたが、それは速記にもあることですから……。

私は解釈しますが、それは差しつかへございせんか。

○政府委員(村田三喜) たゞいまお答えしておるのは、村田畜産局長でございまして、村田畜産局長の答弁でございまして、私も、もちろんいつまでも同じ職をやつてゐるとは限りません。いつやめるかわからないのでございまして、よく先ほど御指摘の点、かりに私の在任後の問題であるとしても、答弁の方法があつたら御検討いただきたいと思ひます。

それから体育局長、この前私が申し上げたスポーツ用具の登録の問題は、その後どういふ経過になりましたか。

○政府委員(前田充明) スポーツ用具の検定の問題につきましては、これは文部省が直接やることではないと思ひます。したがつて、体育協会の中に、そういう委員会を持つようなふうな話が現在進行中ではございまして、まだ最終的な結論は得ておりませんのでございまして、もし最終結論を得ましたら、また御報告させていただきます。

○河野三喜 あなたよく文部省の関係じゃない、体育協会だと言ひけれども、やつぱりスポーツ行政全体は、あなたのほうで指導監督しておられるでしょう。法律的には監督の責任がないと言つたつて、スポーツ界に起こつた問題につきましては、あなたたちは無関心であられないと思ひ、どうでしょう。

う。そうであれば、そんな遠慮しないで、私は何もスポーツ団体の自主性を破壊してあなたのほうで干渉しろといふのじやないですよ。現実に、具体的にスポーツ用具の登録に名をかりて、あるスポーツ団体のときには非常に不正なことまでやつておるといふ事実を出してゐるじやありませんか。これに對して、文部省は何にも言うことができないなんてばかなことはありません。靴の裏から足をかくように体育協会にいろいろ言つてゐますが、もつと積極的にやつたらいいじやないですか。たとへば、あなたもそういうスポーツのことは詳しいから意見があると思ひますが、私はこう思ひます。スポーツ用具の登録は要らないと、一つの意見として。たとへばフットボールならフットボールは、こういうきめ方で、こういう規格のものだときめておけばいいじやないですか。それ以外にその規格に合わないものは使用できないといふことにしておけば、おのずとスポーツ用具店が規格に合はすように作るでしょう。極端かもしれないけれども、それも一つの方法ですよ。検定する、検定するといひて、実際は検定しないで、証票と検定料を引きかえに金を取つてゐるでしょう。しかも検定する場合に、スポーツ用具店といふんな因縁情実が、人間社会だから起こりますよ。人間の社会だけれどもスポーツ界だけは蒸留水のようにきれいだ、有機物は入つてないのだと、それがスポーツ界に對するあこがれですよ。スポーツ界に有機物が入つたらだめですよ。ポウフラがわいたらだめですよ。だから私はやかましく言う。一般社会なら、そんな神経質なこととは言ひない。

ある程度のこととは仕方がない、社会だから仕方がない。スポーツ界はそういうことはできませんよ。それに對して、もう少し積極的に指導されないと、たとえば私はもう一つ例を言う。後樂園のコートがバレーボールの指定を受けないでしよう。ああいうりっぱなコートがなぜ指定を受けないか、公認されないか、この裏にもいろいろ問題があります。そういうことで、いろいろ発展してくる。私はバレーだけ言いますけれども、バレーだけじゃない。でありますから、これは文部省の問題じゃなくて体育協会の問題だと、そういうことじゃないですね。今せっかく御指導中のようにあります、さらにもう一歩二歩踏み込んで、オリンピック前でありますから、日本のスポーツ界がほんとうにきれいなスポーツ界になるように覚悟してもらいたいと思ひますが、覚悟がありますか。

○政府委員(前田充明君) 全くスポーツ界が蒸留水のようにとおっしゃったこと、私も全く同感でございます。少しうるさいくらい実は申しておるのでございますが、ただ、今の先生のお話の問題につきましては、検定をしない、何といひますか、規格でよいというところは、これは考え方として、そういう考え方もありになるのは、ごもっともだと思ひますが、ただ使う人は一般の人でございまして、何といひますか、検定があるといふのは、何となしに一つの信用度と申しますか、そういう考え方もある、結局現在行なわれていると思うのであります。試合のときだけ検定すればいいわけではございまして、試合そのものに對しては別に差をつけえはな

いと思ひますから、先生のおっしゃるのとおりだと思ひます。一般に使うにも、やっぱり検定があると信用するよな習慣がございしますので、そういうことになつておると思ひのであります。が、ただ、今の検定委員会の検定の方法について改善すべきでございしますが、もちろす文部省自体でやってもあるいは差をつけえないことかもしれませんが、長い間日本のスポーツ界が自主的にそういうことも自分でやつて、きれいにやつてこられたわけでございますので、これからはできるだけやはりそういう自主的なやり方と申しますか、そういう点については私はあまり干渉がましいことはできるだけ避けたい。ただ、肝心の点については、申すまでもなく十分關心を持っておりますので、この辺についてはやり方の問題になるかと思ひますので、先生の御注意もございまして、先生の御注意極的にやるように努力と申しますか、話し合つていきたいと思ひます。

○河野謙三君 これで質問をやめますが、誤解があるといけませんから。私は検定なんて一切要らぬということ強く主張しているわけではない。現在のような証票と検定料を引きかえにやつては、現実にボール一つを検定するとか、またサンプリングで検定するとかいふことでさえもやらないといふやないか、むしろ規格をきめて、検定といふのはやめて同じことじゃないか、むしろ規格をきめたほうがより正確じゃないかといふことを言つてゐるのであつて、検定そのものを厳格にやるなら、検定料を取つて検定をやつたほうがいい、検定を否定して

るわけではないのです。今言つたような検定の形ならやめちやつて、規格をきめてやつたほうがいい、こういうことを言つてゐる、今まで正しかつたら。しかし、あなたに干渉しろとは言ひませんが、少し変なことがあつたら小言くらい言う資格はあるでしよう。あなたが小言も言わないから私は文句を言つてゐる。体育局長が小言を言わなければだれが文句を言うのか、まさか荒木さんが一々文句を言うわけにはいかないでしよう。そういう意味で、いろいろスポーツ界も、スポーツが盛んになればなるほど、それが多いやうでございしますが、その他にもあります。私も、しかし一々そのことをここに來てぶちまけるわけにはいけません。どうのこうのと言ふわけにはいけません。スポーツ界が早く蒸留水のように――かつてはほんとうに、やまと魂時代がきれいなスポーツ界であつたことは間違ひありません。そこに西田君もおられますが、お互いに古いことを言うやうですが、今のやうなプロだかアマだか区別がつかないやうなスポーツ界じゃなかつた。一つには文部省の干渉があつたかもしれないけれども、文部省が体育行政について積極的な指導をしたおかげでもある。ところが民主主義の名において、文部省があまり引つ込み過ぎた。一方スポーツ界が非常に発展した、こういうやうな膨張をし、発展をして、そこに、今厳格に言つてアマチュア精神がないとは言ひませんが、こんなアマチュア精神を捨ててこれではいけませんかといふやうじゃない、オリンピック憲章に基づいて、アマチュア精神に一致したところの東京大会をやるんです。何も日の丸

の旗を掲げるのが目的ではない。日本選手はアマチュア精神に徹して、どこからも指をさされないやうななりつぱな競技をやらなければならぬ。私はそれがための準備だと思ふ。今まではともかくも、これから一年半ですか、体育局長、世紀の体育局長ですから、大いにひとつがんばつていただきたいと思ひまして、はなはだよいことを言ひましたけれども。

○政府委員(前田充明君) 河野先生は、体育界の実情は申し上げるまでもなく十分御承知でございしますので、何も申し上げる必要はございません。またお氣持も十分私よくわかりました。全く先生の氣持に私の氣持も一致しておりますので、できるだけ御趣旨に沿うやうに努力いたすつもりでございます。

○委員長(加賀山之雄君) ほかに御質問のおありの方はございせんか。別に御発言もないやうですから、本件についての質疑は、本日はこの程度にいたします。

次回の委員会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時九分散会

昭和三十八年三月十五日印刷

昭和三十八年三月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局